

QRコード等を用いたキャッシュレス決済に関する
実態調査報告書

令和2年4月

公正取引委員会

目次

第1	調査趣旨等	1
1	調査趣旨	1
2	調査対象等	2
第2	コード決済及びその取引の基本構造	4
1	コード決済取引の概要	4
2	取引関係ごとの取引実態	10
第3	チャージ等取引及び振込取引の状況	25
1	チャージ等取引	25
2	振込取引	44
第4	キャッシュレス決済分野に関する競争政策上・独占禁止法上の考え方	59
1	銀行とノンバンクのコード決済事業者間の取引の問題	60
2	金融インフラの問題	63
3	制度上の問題（資金移動業者のアカウントへの貸金の支払がコード決済における競争条件のイコールフットイングに与える影響）	67
第5	今後の取組	68

第1 調査趣旨等

1 調査趣旨

昨今、金融分野においては、フィンテック¹を活用する事業者（以下「フィンテック企業」という。）が参入し、決済²等の金融サービスを提供する事例がみられる。このような新たなテクノロジーを活用した新規参入は、事業者間の競争を活性化し、利用者の選択肢の増加、利便性の向上、利用価格の低下等につながることを期待される。

また、決済分野に係る政策的関心は国内外において高まっており、国内では、キャッシュレス決済³の推進を目的として、「キャッシュレス・ポイント還元事業」が行われているほか、諸外国においても、英国、カナダ、豪州等の競争当局において決済分野に関する実態調査が行われ、競争政策の観点からの提言が相次いで公表されている。

このような内外情勢を踏まえ、公正取引委員会は、キャッシュレス決済分野における競争政策上の課題を把握するため、当該分野の実態調査を行うこととした。

とりわけ、キャッシュレス決済の中でも現在急速に広まりつつある⁴のは、スマートフォン上の決済アプリを利用してQRコードやバーコードを読み取ることにより決済を行う、コード決済である。新たな決済サービスであるコード決済の領域においては、銀行のほか、預金取扱金融機関以外の事業者（以下「ノンバンク」という。）の参入がみられ、多様な主体がサービスを提供している。そのため、本報告書の第2においては、コード決済の取引実態の把握を行った。

さらに、第3においては、①利用者の銀行口座からコード決済事業者の利用者アカウントへ資金を移動させる入金フローにおいて行われる、「チャージ」⁵や「連携」⁶に係る取引及び②コード決済を利用して決済された加盟店の売上金をコード決済事業者の加盟店アカウントから、加盟店の銀行口座へ払い出す出金フローにおいて利用される振込⁷取引の状況について検討を

¹ 金融（Finance）と技術（Technology）を組み合わせた造語であり、金融サービスと情報技術を結びつけることにより創出された新しい金融サービスを指す。

² 資金など金銭的価値の受渡しを行うことによって、当事者間の金銭上の債権・債務関係を解消することを指す。

³ 物理的な現金（紙幣・硬貨）以外の決済手段を利用して決済を行うことを指す。

⁴ 消費者庁「キャッシュレス決済に関する意識調査結果」においては、比較的利用する頻度の高いキャッシュレス決済として、バーコード及びQRコード決済を選択する消費者が、令和元年7月（17.7%）から12月（34.4%）にかけて2倍程度に増加している。

⁵ 後出（6頁）

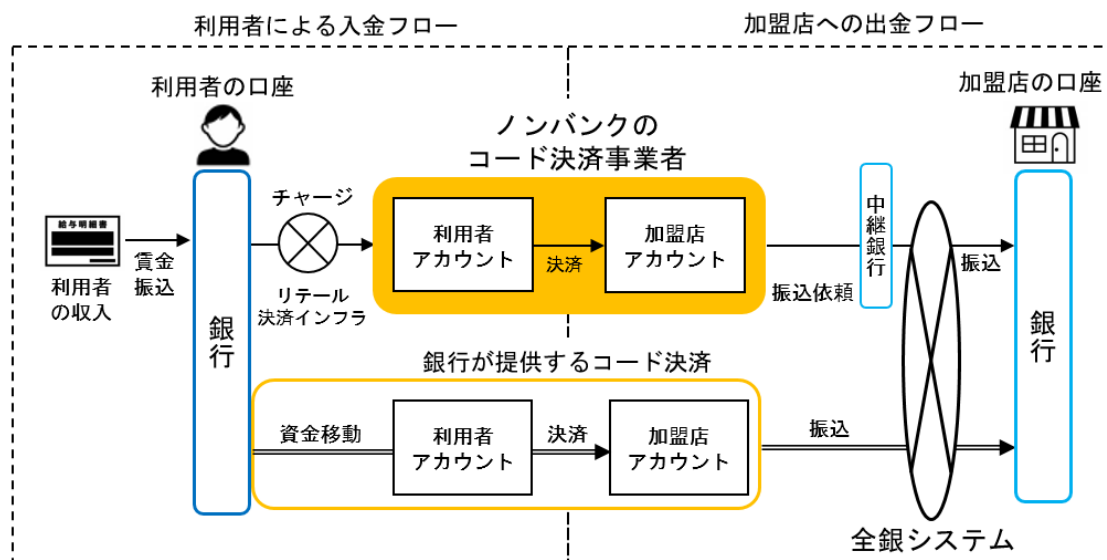
⁶ 後出（6頁）

⁷ 支払人からの指図に基づき、支払人の現金あるいは預金取扱金融機関に開設された預金口座の資金を他の預金口座に移動することを指す。

行い、第4において、競争政策上・独占禁止法上の論点整理を行った。

前記の問題意識を踏まえ、本調査が扱うコード決済の取引フローの全体図は図表1-1のとおり。

図表1-1 本調査が扱うコード決済の取引フロー



2 調査対象等

調査は、令和元年10月から令和2年3月にかけて、次の方法により実施した。

(1) アンケート調査

ア 事業者向け（令和元年11月12日～令和2年1月24日）

- ・ 銀行137行（回答数129行）
- ・ 資金移動業者⁸67事業者（回答数48事業者）
- ・ リテール決済インフラ提供事業者⁹2事業者（回答数2事業者）

イ 消費者向け（令和元年12月20日～12月25日）

12,450名を対象としてスクリーニング調査を行い、このうち、コード決済を利用している消費者4,000名（図表1-2）に対しウェブアンケート調査を実施した（委託調査）。

⁸ 資金決済に関する法律（資金決済法）に基づく内閣総理大臣の登録を受けて100万円に相当する額以下の為替取引を業として営む銀行等以外の事業者を指す。

⁹ 利用者が銀行口座からコード決済のアカウント残高へのチャージ等を行う際に、コード決済アプリと銀行口座間の接続を行うサービスを提供している事業者を指す。

図表 1-2 ウェブアンケート調査 (4,000名)

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代 以上	合計
男性	57	210	297	458	395	466	359	73	2,315
女性	65	326	338	336	289	194	110	27	1,685
合計	122	536	635	794	684	660	469	100	4,000

(2) ヒアリング調査

次の 55 者に対し、ヒアリング調査を実施した。

- ・ 銀行 (21 行 (都市銀行 4 行, 地方銀行 11 行, その他銀行 6 行))
- ・ フィンテック企業 (15 社 (資金移動業者 (11 社), 資金移動業者を除くフィンテック企業 (4 社)))
- ・ 業界団体 (銀行系) (4 団体)
- ・ 業界団体 (フィンテック系) (2 団体)
- ・ リテール決済インフラ提供事業者 (2 社)
- ・ 有識者等 (11 者)

第2 コード決済及びその取引の基本構造

1 コード決済取引の概要

(1) 取引規模及び利用状況

ア 取引規模

国内のコード決済に係る市場規模は令和元年（2019年）の0.5兆円から、令和7年（2025年）には9.7兆円に達すると推計されており、今後も増加していくことが見込まれている（図表2-1）。

図表2-1 国内コード決済における取引高の推移見込み



【出典】カードウェーブ「電子決済総覧 2019-2020」

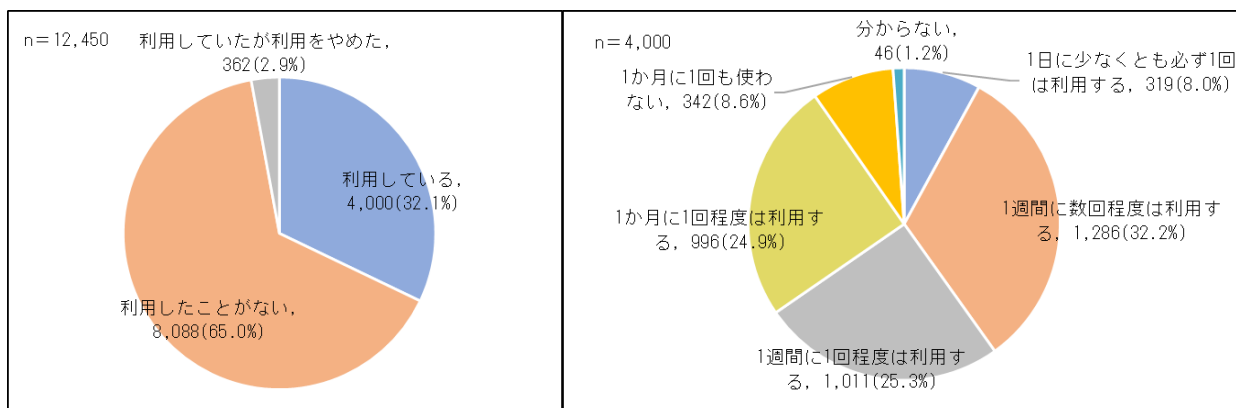
イ コード決済の利用状況

当委員会が実施した消費者向けアンケート（以下アンケート及びヒアリングとは当委員会が実施したものをいう。）においては、回答者の3割超がコード決済を利用していると回答している（図表2-2）。

また、コード決済の利用者の65%以上が、コード決済（複数の種類のコード決済を利用している場合は最も頻繁に利用しているもの）を1週間に1回程度以上利用すると回答している（図表2-3）。

図表 2-2 コード決済の利用状況 (左)

図表 2-3 コード決済の利用頻度 (右)





【出典】消費者向けアンケート結果

(2) コード決済における決済の方法と決済手段

コード決済を提供する事業者（以下「コード決済事業者」という。）は、自身が提供する決済アプリを通じて利用者にコード決済を提供しており、利用者はスマートフォン上の決済アプリにおいて、自身のアカウントを開設してコード決済を利用している。

コード決済においては、QR コードやバーコード（以下「コード」という。）を利用して、決済のための金銭的価値の移転の指示が行われており、その決済の方法には、利用者提示方式（CPM）又は店舗提示方式（MPM）の二つがある（図表 2-4）。

図表 2-4 利用者提示方式と店舗提示方式

利用者提示方式 (CPM : Consumer-Presented Mode)		利用者が自らのスマートフォンの決済アプリ上にコードを表示させ、これをコード決済事業者の加盟店がコードリーダー等でスキャンして読み取る方式。
店舗提示方式 (MPM : Merchant-Presented Mode)		加盟店が提示したコードを利用者が自らのスマートフォンで読み取る方式。 加盟店が提示したコードに決済金額の情報が含まれるもの（動的コード）、利用者が加盟店店頭のコードを読み取り、金額を入力することで決済を行うもの（静的コード）が存在する。

コード決済を行う際にやり取りされる金銭的価値としては、コード決

済事業者が決済アプリ上で管理するアカウントの残高（以下「アカウント残高」という。）が主に用いられている。利用者が商品を購入する際には、コード決済事業者が利用者のアカウント残高から、商品の対価に相当する金額を差し引き、コード決済事業者が加盟店に対して売上金の立替払を行う形で決済が行われることが多い。このため、利用者がコード決済を利用する前には、あらかじめ利用者のアカウント残高を増加させること（以下「チャージ」という。）が必要となる¹⁰。

このほか、アカウント残高を利用しない支払の方法として、利用者がコードを利用して決済を指示することにより、直接利用者の銀行口座から引き落としが行われる場合や、クレジットカード等の利用として扱われる場合（以下、銀行口座やクレジットカード等との「連携」という。）がある（以下、利用者がコード決済の支払の際に金銭的価値として用いるアカウント残高、銀行口座の預金残高、クレジットカードの与信枠等を「決済手段」という。）。

(3) 提供主体

コード決済事業者には、コード決済を提供する銀行等（以下「銀行」という¹¹。）及び銀行以外の事業者（以下「ノンバンクのコード決済事業者」という。）が存在する。それぞれの概要は以下のとおり。

ア 銀行

銀行法は、預金の受入れ、資金の貸付け及び為替取引を銀行の固有業務としている。このため、銀行が提供するコード決済における決済の方法には、利用者が銀行に有する預金口座との連携を行うものと、利用者が決済アプリ上で預金口座からチャージしたコード決済用のアカウント残高を利用して決済を行うもの¹²がそれぞれ存在する。銀行向けアンケートにおいては、おおよそ半数程度（63行）の銀行がコード決済を提供していると回答している。

これらの銀行が提供するコード決済には、

- ① 銀行が自行に口座を開設している利用者に対してコード決済を提供するもの

¹⁰ コード決済事業者によっては、商品の購入やサービスの提供を受けた後、事後的にコード決済の利用額を銀行引き落としや請求書払いで支払う後払いサービスを提供していることもあるが、本報告書においては扱わない。

¹¹ 銀行法以外の法令に基づき銀行の固有業務を行っている信用金庫、信用組合、農林中央金庫、商工中央金庫、農業協同組合、漁業協同組合等は厳密には銀行ではないが、総称して「銀行」と称することとする。

¹² 銀行が預金口座への払戻しができないアカウント残高を発行する場合には、資金決済法上の第三者型前払式支払手段発行者としての登録を受ける必要がある。

- ② 銀行が自行に口座を開設している利用者に対してコード決済を提供しているが、他の銀行が提供するコード決済と提携し、相互の加盟店において利用が可能なもの
- ③ 特定の銀行等が提供するコード決済であるが、提供銀行以外の銀行の口座からのチャージが可能なものがそれぞれ存在する。

イ ノンバンクのコード決済事業者

ノンバンクのコード決済事業者は、それぞれのコード決済のビジネスモデルに応じて必要とされる法的資格を取得している（図表 2-5）。

図表 2-5 ノンバンクのコード決済事業者が取得している法的資格の例

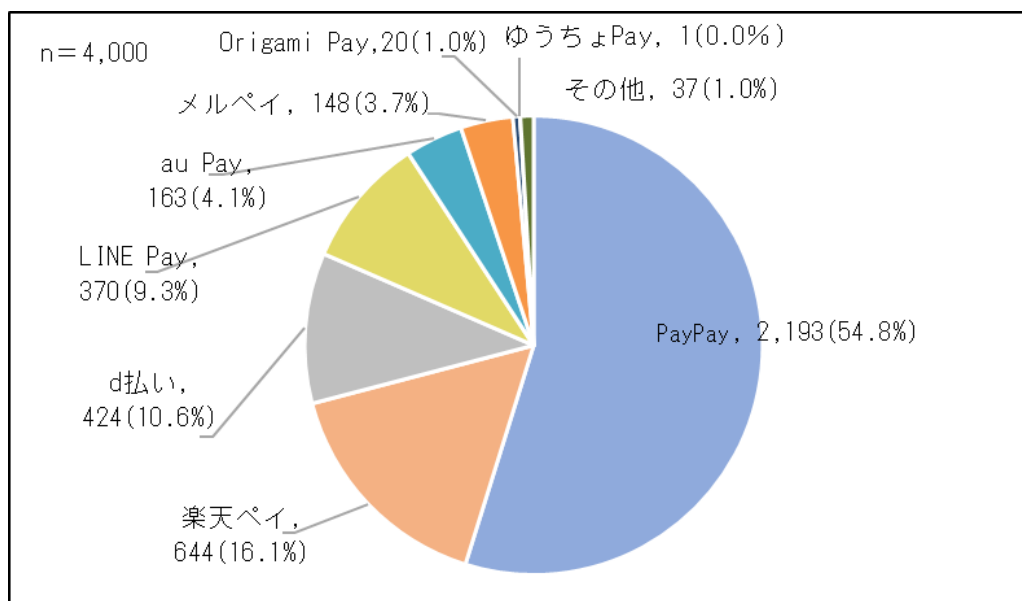
	資金移動業者	第三者型前払式支払手段発行者	クレジットカード番号等取扱契約締結事業者
根拠法令	資金決済法第 37 条	資金決済法第 7 条	割賦販売法第 35 条の 17 の 2
参入要件	登録	登録	登録
送金上限	100 万円	なし	送金を行わない
受入れ資金の保全方法	供託等義務（全額）	供託等義務（半額）	資金を受け入れない
預金や現金への払戻しの可否	可	不可	資金を受け入れない
資産要件	なし	最低純資産額 1 億円以上	なし
必要とされる場合の例	預金や現金への払戻しが可能なアカウント残高等を利用したコード決済を提供する場合。	預金や現金への払戻しができないアカウント残高等を利用したコード決済を提供する場合。	クレジットカード等との連携を行う事業者であり、クレジットカード会社等との間で包括代理加盟店契約を締結している場合。

多くのノンバンクのコード決済事業者は、アカウント残高から預金口座や現金への払戻しサービスを提供している。これらのサービスは為替取引に該当することから、ノンバンクのコード決済事業者又はその子会社が資金移動業者としての登録を行う事例が多くみられる。資金移動業者向けアンケートにおいては、資金移動業者の登録を行い、コ

ード決済を提供していると回答した事業者は8社存在した。

また、消費者向けアンケートによれば、コード決済の利用者の99%は資金移動業者の登録を行っている事業者が提供するコード決済を最も頻繁に利用している(図表2-6)。本調査においては、当該8社について、「主要なノンバンクのコード決済事業者」として扱う。

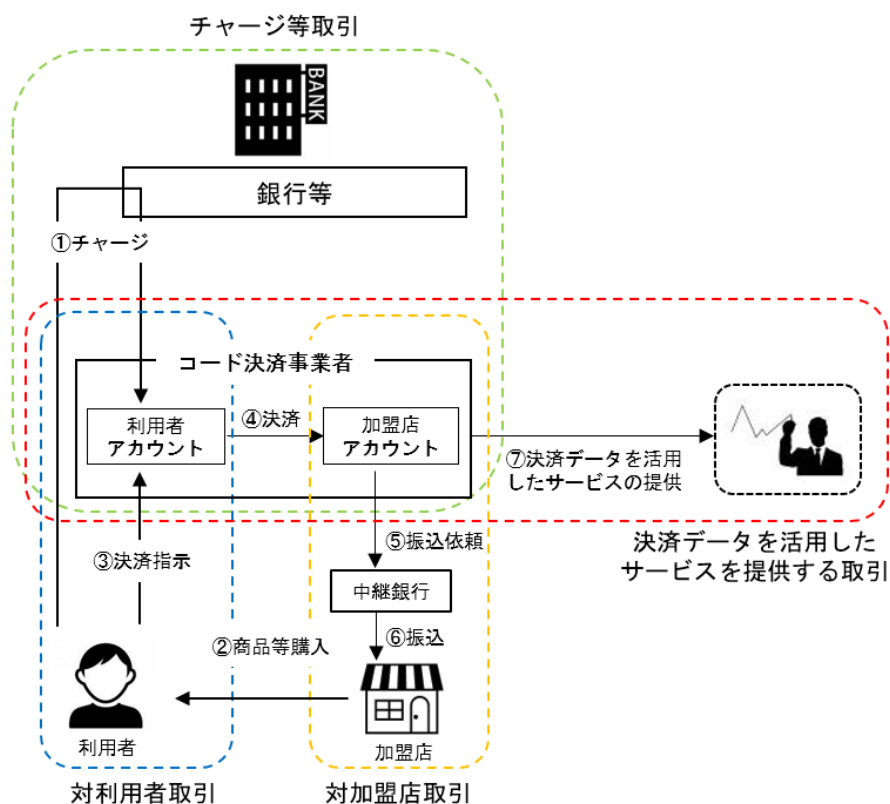
図表2-6 利用者が最も頻繁に利用しているコード決済



【出典】消費者向けアンケート結果

- (4) **コード決済の取引の流れ・コード決済事業者が関わる4つの取引関係**
現状提供されているコード決済の多くが、アカウント残高を利用して決済を行っているところ、アカウント残高を利用したコード決済の取引の流れは図表2-7のとおり。

図表 2-7 コード決済の取引の流れ



①	利用者は、コード決済事業者の決済アプリを通じて銀行等から、決済アプリ上における自身のアカウント残高を増加させる。
②	利用者は加盟店から商品等を購入する。
③	利用者はコードを利用し、加盟店に対する決済を指示する。
④	コード決済事業者は、利用者の決済指示に基づき、利用者のアカウント残高から差し引き、利用者が加盟店に対して支払う商品の代金(売上金)の支払を立て替えることにより、利用者と加盟店間の決済を行う(売上金は加盟店が開設したコード決済事業者のアカウントで管理される。)
⑤	コード決済事業者は、加盟店との間で定めた出金頻度に従い、④の決済により累積した加盟店の売上金を支払うため、加盟店の銀行口座への振込を銀行に依頼する。
⑥	振込を依頼された銀行(以下「中継銀行」という。)は振込により、加盟店の銀行口座への出金を行う。
⑦	コード決済事業者は、対利用者取引・対加盟店取引を通じて蓄積された決済データを活用し、マーケティングサービス等を提供している場合がある。

【出典】資金移動業者及び銀行からのヒアリングを基に公正取引委員会作成

前記の取引の流れを踏まえ、本調査においては、コード決済事業者が関わる以下の4つの取引関係に着目し、その取引実態の把握を行った。

ア チャージ等取引

ノンバンクのコード決済事業者が銀行等とチャージや連携を行うために必要とされる、銀行等とノンバンクのコード決済事業者との間の取引関係。

イ 対利用者取引

コード決済事業者が利用者に対してコード決済を提供する取引関係。

ウ 対加盟店取引

コード決済事業者が加盟店に対してコード決済を提供する取引関係。

エ 決済データを活用したサービスを提供する取引

コード決済事業者が対利用者取引・対加盟店取引を通じて蓄積したデータを活用し、利用者、加盟店や第三者に対して、マーケティングサービス等の決済データを活用したサービスを提供する取引関係。

2 取引関係ごとの取引実態

(1) チャージ等取引

ア チャージ等取引の概要

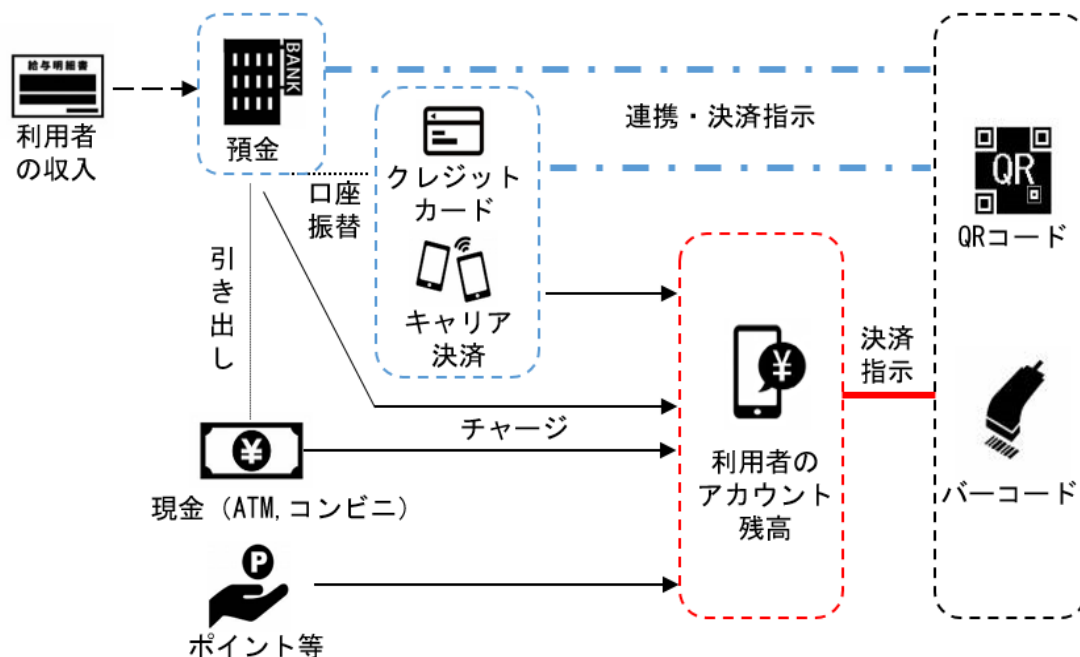
前記1(3)アのとおり、銀行は利用者に対して預金サービスを提供しているため、銀行がコード決済を提供する場合には、自行に開設された利用者の銀行口座からのチャージや連携（以下合わせて「チャージ等」という。）を行い、コード決済の決済手段として利用することができる。

一方、ノンバンクのコード決済事業者は、銀行口座、クレジットカード、キャリア決済¹³、現金、ポイント等のそれぞれを利用したチャージ等の方法を利用者に提供し、利用者にチャージ等を行わせることで、コード決済の決済手段を確保している。

前記を踏まえたコード決済事業者が用いる決済手段及びチャージ等の方法は、図表2-8のとおり。

¹³ 携帯電話料金と合算して商品等の代金を支払うことができる決済サービスをいう。

図表 2-8 コード決済で用いられる決済手段及びチャージ等の方法



(注) 前記 1 (2) のとおり、基本的には利用者のアカウント残高 (赤破線枠) が決済手段として用いられるが、銀行口座やクレジットカード等との連携を行う場合には、預金やクレジットカードの与信枠 (青破線枠) が決済手段として用いられる。

また、賃金等の利用者の収入は基本的に銀行口座に振り込まれていること¹⁴から、利用者がコード決済を利用するに当たり、クレジットカード、キャリア決済、現金等からのチャージ等を行う場合であっても、利用者の銀行口座からの利用額の引き落としや預金の引き出しが発生する。このため、ノンバンクのコード決済事業者はコード決済の決済手段を確保するため、利用者の銀行口座から資金を移動させることが必要となる。

なお、消費者向けアンケートによれば、図表 2-8 のチャージ等の方法のうち、消費者が最も多く利用している方法は銀行口座からのチャージであった (図表 2-9)。

¹⁴ 労働法制上、雇用者が支払う賃金の通貨支払の例外として、労働者の銀行口座への振込が認められている (労働基準法第 24 条、労働基準法施行規則第 7 条の 2)。

図表 2-9 利用者が最も頻繁に利用しているコード決済におけるチャージ等の方法（複数回答）

回答内容	利用者
銀行口座からのチャージ	1,381 (34.5%)
クレジットカードからのチャージ	1,350 (33.8%)
クレジットカードとの連携	821 (20.5%)
コンビニやATM等での現金チャージ	595 (14.9%)
コード決済事業者の他サービス（オークション等）における売上やポイント等を利用したチャージ	472 (11.8%)
キャリア決済によるチャージ等	312 (7.8%)
銀行口座との連携	269 (6.7%)
その他	14 (0.4%)
回答数	4,000

【出典】消費者向けアンケート結果

また、資金移動業者向けアンケートにおける主要なノンバンクのコード決済事業者のうち7社¹⁵からの回答によれば、それぞれが提供するコード決済の利用者がチャージ等を行った金額全体のうち、銀行口座からのチャージ等の金額の割合が30%を超える事業者は4社存在し、そのうち70%を超える事業者は2社存在した（図表2-10）。

なお、クレジットカードからのチャージ等の割合が30%を超える事業者は2社存在し、現金によるチャージ等の割合が30%を超える事業者は1社も存在しなかった。

また、利用者が行う1回当たりのチャージ等額の中央値は、銀行口座の場合4,697円、クレジットカードの場合4,260円、現金の場合8,099円であった。

¹⁵ 8社中1社からはチャージ等額の割合に係る回答が得られなかった。

図表 2-10 主要なノンバンクのコード決済事業者のチャージ等額全体に占める各チャージ等の方法による割合等

チャージ等の方法	主要なノンバンクのコード決済事業者 7社中、チャージ等額全体に占める割合が		1回当たりのチャージ等額（中央値）
	30%超の事業者	70%超の事業者	
銀行口座	4社	2社	4,697円
クレジットカード	2社	0社	4,260円
現金	0社	0社	8,099円

【出典】資金移動業者向けアンケート結果

イ チャージ等の流れ

ノンバンクのコード決済事業者は、利用者にクレジットカード、キャリア決済、コンビニ又はATMを利用した現金によるチャージ等の方法を提供する場合、それぞれクレジットカード会社、携帯電話会社、コンビニ、ATMの運営会社等との間で利用者によるチャージ等を可能とする契約を行っている。

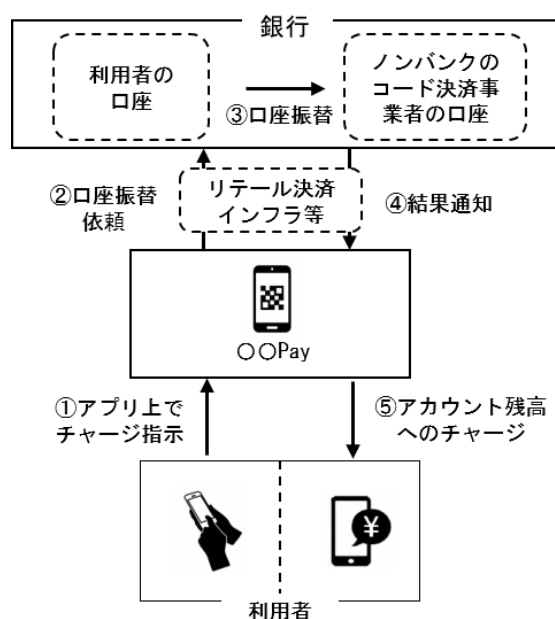
また、ノンバンクのコード決済事業者が、利用者に銀行口座からのチャージの方法を提供する場合には、あらかじめ、ノンバンクのコード決済事業者が銀行との間で、利用者による銀行口座からのチャージを可能にする契約を行い、当該銀行にノンバンクのコード決済事業者の口座を開設することが必要となる。

利用者は、銀行口座からのチャージを行うに当たり、決済アプリを通じ、自らの銀行口座からノンバンクのコード決済事業者の銀行口座への口座振替¹⁶を行う契約を銀行及びノンバンクのコード決済事業者との間でそれぞれ締結（以下「銀行口座との紐づけ」という。）している。

前記を踏まえた銀行口座からのチャージの流れは図表 2-11 のとおり。

¹⁶ 支払人以外の第三者からの指図に基づき、口座振替の委託者である顧客の預金口座の資金を他の預金口座に移動することを指す。

図表 2-11 銀行口座からのチャージの流れ



①	利用者は、決済アプリ上でチャージに係る指示を行う。
②	ノンバンクのコード決済事業者は、利用者の指示に基づき、利用者が口座振替契約を行った銀行口座から、リテール決済インフラと呼ばれる銀行の基幹システムに接続するためのネットワークや更新系 API ¹⁷ 接続基盤等を経由して、自社の口座への口座振替を依頼する。
③	銀行は、ノンバンクのコード決済事業者の依頼に基づき、口座振替を行う。
④	銀行は、口座振替後、リテール決済インフラや更新系 API 接続基盤等を経由して、ノンバンクのコード決済事業者に結果通知を行う。
⑤	ノンバンクのコード決済事業者は銀行からの結果通知を受けて、利用者のアカウントの残高を増加させる。

利用者が銀行口座からのチャージを行うためには、ノンバンクのコード決済事業者が、自身の決済アプリ上において、利用者から受け付けたチャージに係る指示を銀行の基幹システムに伝達する必要がある。一方、銀行の基幹システムはセキュリティの観点から外部からの接続手段が限定されているため、ノンバンクのコード決済事業者は、リテール

¹⁷ Application Programming Interface : 他のシステムやデータを安全に利用するための接続方式であり、銀行における API には、顧客の同意に基づいて、外部サービスから銀行のシステムに接続し、残高照会等の口座情報を取得する参照系 API と、振込・振替等を可能とする更新系 API があるが、本報告書においては、更新系 API のみを取り扱う。

ル決済インフラ提供事業者が提供するサービスを利用するか、銀行が整備した更新系 API や独自の方式を利用して情報の伝達を行っているところ、銀行向けアンケートによれば、更新系 API や独自の方式を利用している銀行は 129 行中それぞれ 2 行にとどまっている（図表 3-9（39 頁））。

銀行の基幹システムに接続するためのサービスを提供するリテール決済インフラ提供事業者には、

- ① CAFIS¹⁸と呼ばれるシステムを利用したサービスの一つとして、口座振替に係る情報の伝達を行う「即時決済ゲートウェイサービス」を提供する株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下「NTT データ」という。）
- ② CARDNET¹⁹と呼ばれるシステムを利用したサービスの一つとして、口座振替に係る情報の伝達を行う「リアルタイム口座振替サービス」を提供する株式会社日本カードネットワーク（以下「日本カードネットワーク」という。）

の 2 社が存在する。

多くの銀行は、NTT データが提供する即時決済ゲートウェイサービス又は日本カードネットワークが提供するリアルタイム口座振替サービスのうち、いずれか片方のみと契約を行っていることから、ノンバンクのコード決済事業者が、利用者から銀行口座からのチャージの指示を受けた場合には、利用者が紐づけた口座を有する銀行が契約しているいずれかのサービスを利用することになる（図表 3-9（39 頁））。この際、いずれのサービスにおいても、銀行への接続に当たっては NTT データが提供する CAFIS を利用することとなっている（図表 2-13（17 頁））。

ウ チャージ等取引において発生する費用

ノンバンクのコード決済事業者がクレジットカードや ATM を利用したチャージ等を提供する際に支払う費用は図表 2-12 のとおり。

¹⁸ Credit And Finance Information Switching system：旧日本電信電話公社が開発し、現在では NTT データが提供するクレジットカードの情報照会サービスであるが、銀行の基盤システムに接続する手段として、コード決済における銀行口座からのチャージ等取引においても使われている。

¹⁹ 日本カードネットワークが運営する、クレジットカード会社と加盟店を結ぶクレジット決済ネットワークであるが、銀行へ口座振替情報を伝達する手段として、コード決済における銀行口座からのチャージ等取引にも使われている。

図表 2-12 ノンバンクのコード決済事業者がクレジットカード及び ATM を利用したチャージ等の提供に当たり支払う費用

	初期費用	従量費用 (チャージ等当たり)
クレジットカード	なし	(定率) 1%台後半 (自社カードの場合は、料率 0%台後半程度)
ATM からの現金チャージ	数百万～千数百万円程度	(定率+定額) 料率1%未満+十数円

一方、銀行口座からチャージ等を提供する際に、ノンバンクのコード決済事業者及び銀行に発生する費用には、以下の(ア)～(ウ)がある。

(ア) ノンバンクのコード決済事業者が紐づけ先銀行に対して支払う費用

資金移動業者向けのアンケート及びヒアリングによれば、利用者が銀行口座からのチャージ等を行えるようにするため、ノンバンクのコード決済事業者は銀行に対し、初期接続費用として、①大規模銀行の場合、数千万円程度、②地方銀行の場合、数百万円程度、③ネット銀行の場合、0円から1千万円程度を支払っているほか、チャージ等を行うたびに生じる接続料²⁰を支払っているとのことであった。

(イ) ノンバンクのコード決済事業者がリテール決済インフラ提供事業者に対して支払う費用

資金移動業者及びリテール決済インフラ提供事業者向けのアンケート及びヒアリングによれば、ノンバンクのコード決済事業者はリテール決済インフラ提供事業者に対し、初期費用として工事費(百万円程度)、継続的に発生する費用として、サービス利用料等を支払っているとのことであった。

(ウ) 紐づけ先銀行がリテール決済インフラ提供事業者に対して支払う費用

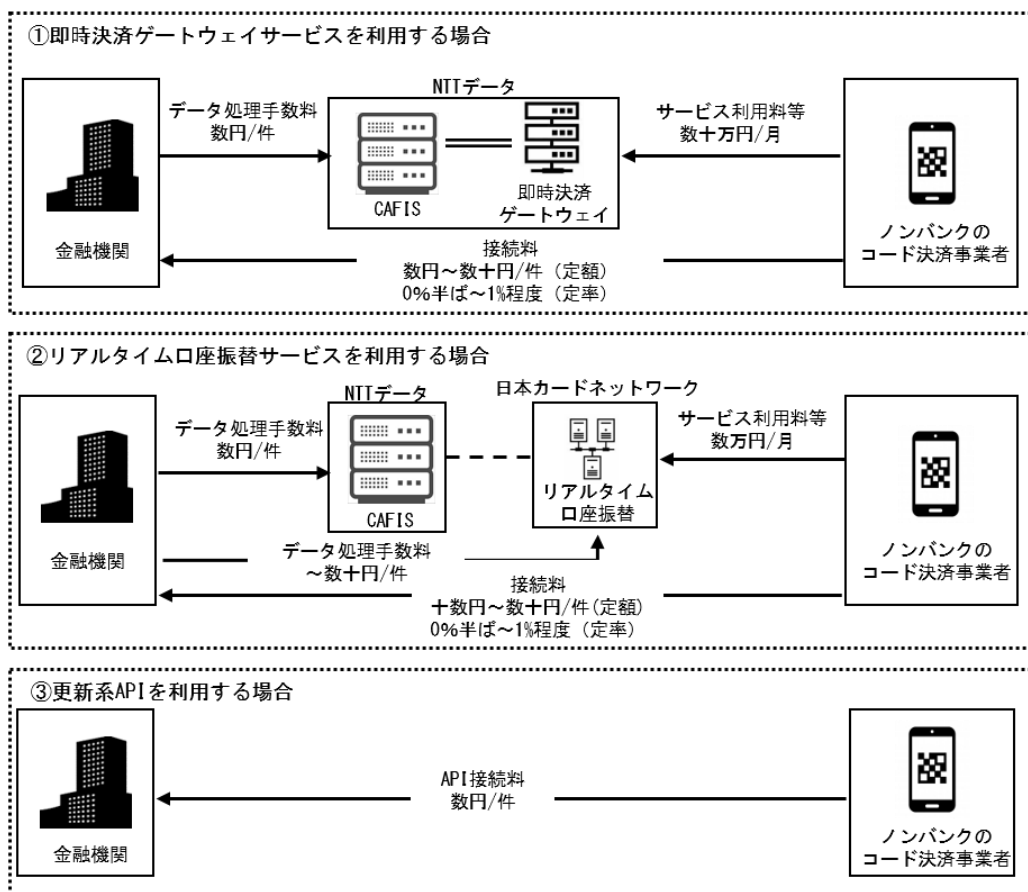
銀行及びリテール決済インフラ提供事業者向けのアンケート及び

²⁰ このほか、ノンバンクのコード決済事業者は銀行に対して、利用者の銀行口座を紐づけるごとに十数円から数百円程度の費用を支払っている。

ヒアリングによれば、銀行はリテール決済インフラ提供事業者に対し、ノンバンクのコード決済事業者が新たに銀行と接続する際に生じる工事費や利用者がチャージ等を行うたびに生じるデータ処理手数料を支払っているとのことであった。また、銀行からのヒアリングによれば、銀行が支払うこれらの費用は、前記(ア)のノンバンクのコード決済事業者が銀行等に対して支払う費用に転嫁されているとのことであった。

前記(ア)ないし(ウ)を踏まえ、リテール決済インフラ又は更新系 API を利用してノンバンクのコード決済事業者がチャージ等を提供する際の取引構造及び費用構造は図表 2-13 のとおり。

図表 2-13 リテール決済インフラ又は更新系 API を利用したチャージ等に係る取引構造及び費用構造



(2) 対利用者取引・対加盟店取引

ア 対利用者取引

(7) 利用者数

資金移動業者及び銀行向けアンケートによれば、主要なノンバンクのコード決済事業者が提供するコード決済の利用者数はそれぞれ十数万人～数千万人程度、銀行が提供するコード決済の利用者数はそれぞれ数千人～数十万人程度であった。

また、銀行及びノンバンクのコード決済事業者の多くが、自身が提供するコード決済の利用者を獲得するために最も重要と考える要素として、「加盟店の数」を挙げており、次いで、「セキュリティ」、「利用者還元プログラムの規模」及び「決済の手軽さ」を挙げている（図表2-14）。

同様に、消費者向けアンケートにおいても、多くの利用者が、利用するコード決済の選択における最も重要な要素として「加盟店の数」を挙げており、次いで、「セキュリティ」及び「利用者還元プログラムの規模」を挙げている（図表2-14）。

このことから、コード決済においては、加盟店が増えれば増えるほど、利用者にとって、コード決済を利用するインセンティブが高まる関係（対加盟店取引から対利用者取引に対する間接的なネットワーク外部性）が生じていると考えられる。

図表2-14 利用者獲得における重要な要素（ノンバンク・銀行）／コード決済選択における重要な要素（利用者）（いずれも複数回答）

	ノンバンク	銀行	利用者
加盟店の数	7 (87.5%)	61 (98.4%)	2,738 (68.5%)
セキュリティ	7 (87.5%)	58 (93.5%)	2,528 (63.2%)
利用者還元プログラムの規模	6 (75.0%)	40 (64.5%)	2,347 (58.7%)
決済の手軽さ	6 (75.0%)	50 (80.6%)	2,233 (55.8%)
利用者の数	4 (50.0%)	23 (37.1%)	497 (12.4%)
リアルタイム性	2 (25.0%)	18 (29.0%)	1,720 (43.0%)

決済データを活用したサービスの提供	0 (0.0%)	11 (17.7%)	490 (12.3%)
利用可能なチャージ手段があること	—	—	1,684 (42.1%)
その他 (自由記載)	3 (37.5%)	5 (8.1%)	112 (2.8%)
回答数	8	62	4,000

【出典】資金移動業者、銀行及び消費者向けアンケート結果

(イ) 利用者の平均決済額

資金移動業者及び銀行向けアンケートによれば、ノンバンクのコード決済事業者が提供するコード決済の利用者の1回当たりの平均決済額は700円～2,500円程度、銀行が提供するコード決済の平均決済額は700円～7,600円程度であった。

(ウ) 対利用者取引における収入

資金移動業者及び銀行向けアンケートによれば、銀行及びノンバンクのコード決済事業者のいずれも、基本的に利用者に対してコード決済を利用する手数料等を請求しておらず、対利用者取引において収益を得ていなかった。

ただし、ノンバンクのコード決済事業者の多くは、利用者が自身のアカウント残高から預金や現金への払戻しを行う場合に、払戻しによって生じる振込手数料やATM利用料等を転嫁するため、1回当たり数百円程度を利用者に対して請求していた。

他方、銀行が提供するコード決済においては、アカウント残高から銀行口座への払戻しを行う際、利用者に対して手数料を請求する事例は確認できなかった。

なお、銀行が提供するコード決済においては、利用者に対して、券売機や加盟店のレジから現金を引き出すことができるキャッシュアウトサービスを提供していることがあり、利用者が当該サービスを利用する場合、1回当たり数百円程度を利用者に対して請求していた。

(エ) 対利用者取引における費用（利用者還元プログラム）

コード決済事業者は、利用者獲得等のため、コード決済の利用金額の一部の割引やポイント発行等の利用者への還元プログラムを実施していることがある。

資金移動業者向けアンケート及びヒアリングによれば、ノンバン

クのコード決済事業者は、恒常的な還元プログラムとして、利用者の利用金額の0.5%～3%の還元や、期間を限定したキャンペーンやクーポンの発行等を行っていた。一方、銀行向けアンケートによれば、銀行が提供するコード決済においては、一部のコード決済において利用金額の0.5%程度の還元を実施していた事例はみられたものの限定的であった。

イ 対加盟店取引

(7) 加盟店数

資金移動業者及び銀行向けアンケートによれば、ノンバンクのコード決済事業者が提供するコード決済の加盟店数は3万店舗から150万店舗程度、銀行が提供するコード決済の加盟店数は数千店舗から数万店舗程度であった。

資金移動業者向けアンケートによれば、加盟店を獲得するための重要な要素として、「利用者の数」を選択したノンバンクのコード決済事業者が最も多く、「決済手数料の低さ」や「セキュリティ」を重要と考える事業者が続いた。また、銀行向けアンケートにおいても、同様の傾向がみられた（図表2-15）。

このことから、コード決済においては、利用者が増えれば増えるほど、加盟店にとってコード決済を導入するインセンティブが高まる関係（対利用者取引からの対加盟店取引に対する間接的なネットワーク外部性）が生じている可能性があると考えられる。

図表2-15 加盟店を獲得するために重要な要素（複数回答）

	ノンバンク	銀行
利用者の数	8 (100.0%)	52 (91.2%)
決済手数料の低さ	6 (75.0%)	52 (91.2%)
決済の手軽さ	5 (62.5%)	44 (77.2%)
セキュリティ	5 (62.5%)	43 (75.4%)
加盟店の数	4 (50.0%)	34 (59.6%)
リアルタイム性	4 (50.0%)	14 (24.6%)
決済データを活用したサービスの提供	3 (37.5%)	12 (21.1%)
その他（自由記載）	0 (0.0%)	4 (7.0%)
回答数	8	57

【出典】資金移動業者及び銀行向けアンケート結果

(イ) 対加盟店取引における収入（加盟店手数料）

ノンバンクのコード決済事業者及び銀行は、対加盟店取引において、加盟店からコード決済の売上金の一定額を加盟店手数料として徴収して収入としている。資金移動業者向けアンケート、ヒアリング及び公表資料によれば、ノンバンクのコード決済事業者は、期間限定で加盟店手数料を無料とするキャンペーンを行っている場合を含めると、決済額の0%～3.5%程度の加盟店手数料を徴収している。

一方、銀行向けアンケート及びヒアリングによれば、コード決済を提供する銀行は、1%～3.5%程度の加盟店手数料を徴収しており、加盟店手数料を無料とするキャンペーン等の実施を行う銀行は確認できなかった。

(ウ) 対加盟店取引における費用（振込手数料）

ノンバンクのコード決済事業者は、加盟店との間であらかじめ取り決めた出金頻度（日次、月1回、月2回等）に応じて、コード決済の利用により累積した加盟店のアカウントの売上金を加盟店の銀行口座に出金している（図表2-16）。

また、ノンバンクのコード決済事業者は、加盟店の銀行口座への売上金の出金を行うに当たって、中継銀行に振込を依頼している（図表2-7（9頁））。ノンバンクのコード決済事業者からのヒアリングによれば、銀行から提示される振込手数料の水準を踏まえて中継銀行を決定しているとの見解が示されている。

【ノンバンクのコード決済事業者からのヒアリング事例】

- 当社は、加盟店の銀行口座へ売上金を出金するため、複数の銀行との間で法人向けインターネットバンキングサービスの利用契約を結んでいる。出金先である加盟店の銀行口座と同一の銀行と当社が契約している場合には、振込手数料が安価となるため、その銀行に振込を依頼している。契約を行っていない銀行に出金を行う場合には、他行向けの振込手数料が最も安価な銀行に振込を依頼している。

加盟店の銀行口座へのお金に出金に要する振込手数料については、基本的にはノンバンクのコード決済事業者自らが負担するケースが多い。他方、加盟店が任意のタイミングでお金を出金を行うことを希望する場合や、売上金のお金が出金額が一定額以下にとどまる場合には、加盟店が振込手数料相当の金額をノンバンクのコード決済事業者に支払うことで出

金を可能とする事例もみられた。

このほか、一部のノンバンクのコード決済事業者においては、加盟店の出金先銀行口座が自社グループや提携関係にある特定の銀行にある場合には、振込手数料が安価となるため、加盟店の費用負担なしに日次の出金を可能としている例もみられた。

一方、銀行が提供するコード決済の多くは日次の出金が可能であり、加盟店が出金費用を負担する事例はみられなかった。

図表 2-16 コード決済ごとの加盟店への売上金の出金頻度（複数回答）

	ノンバンク	銀行
日次	3（注1）	8
月1回	6	7
月2回	5	7
月3回	0	1
任意のタイミングによる出金（有償）	3	0
回答数	8	9（注2）

（注1）自社グループや提携関係にある特定の銀行の口座に対する出金を行う際に限定される。

（注2）銀行が提供するコード決済サービスごとに集計。

【出典】資金移動業者及び銀行向けアンケート結果

(3) 決済データを活用したサービスを提供する取引

昨今、コード決済事業者が、対利用者取引及び対加盟店取引を通じて蓄積した決済データを基に、利用者、加盟店やその他第三者に対し、マーケティングサービス等の決済データを活用したサービスを提供しようとする動きがみられる。

資金移動業者及び銀行向けのアンケート及びヒアリングによれば、決済データを加盟店のマーケティングに役立てるサービス等を提供しているコード決済事業者は、ノンバンクと銀行を併せて10者程度存在した。一方、このようなサービスは無償で提供されており、サービス提供の対価を得ている事業者は確認できなかった。

また、資金移動業者及び銀行からのヒアリングにおいては、決済データを活用したサービスの収益性に関して、以下のような見解が示されている。

【銀行からのヒアリング事例】

- ・ 決済データを利用したビジネスについては、内部で検討はしている。しか

し、当行の決済サービスでは、いつ、どこで、誰が、いくら払ったかは分かるものの、肝心の「何を」買ったのかが分からないため、ビジネスにつなげられない。このため、決済データを利用したビジネスの確立は、現状ではかなり難しいという認識を持っている。

【コード決済事業者からのヒアリング事例】

- ・ 決済データを利用したサービスの提供の可能性は模索しているが、現時点でマネタイズの道筋は立っていない。利用者の個人情報を取得して、例えば個人向けの広告サービスを提供すると、提供情報の二次利用に係る個人の同意が問題となってくるので、むしろ、決済データをビッグデータ化して、統計処理したものを事業者向けに販売するという方向性になるのではないだろうか。

(4) コード決済事業者の収益構造

前記(1)ないし(3)の取引関係を踏まえると、コード決済事業者に発生している費用及び収益の状況は図表 2-17 のとおり。

図表 2-17 コード決済事業者の収益構造（内部コストを除く）

	費用	収益
チャージ等取引	(ノンバンクのコード決済事業者のみ発生) 利用者の銀行口座等からチャージ等を行うための費用	—
対利用者取引	利用者還元プログラム	—
対加盟店取引	(ノンバンクのコード決済事業者のみ発生) 加盟店の銀行口座への売上金の出金を行うための振込手数料	加盟店手数料
決済データ取引	—	—

このうち、銀行がコード決済を提供する場合には、

- ① 利用者が自身の銀行口座等からチャージ等を行うための費用
 - ② 利用者がコード決済を利用することにより累積した売上金を加盟店の銀行口座へ払い出すための振込手数料
- のそれぞれは、原則として発生せず、ノンバンクのコード決済事業者に特有の費用として生じている。

以下、第3においては、これらのチャージ等取引や振込取引において発生している取引関係が、銀行及びノンバンクのコード決済事業者の競争関係に与えている影響を把握する。

第3 チャージ等取引及び振込取引の状況

1 チャージ等取引

(1) 銀行とノンバンクのコード決済事業者の垂直的・水平的取引関係

前記第2の2(1)のとおり、銀行口座には利用者の賃金等の収入の受入れが生じるため、銀行がコード決済を提供する場合、自行に開設された利用者の銀行口座の残高を決済手段としてコード決済を提供することが可能である。

一方、現行法令上、資金移動業者が提供しているコード決済等のアカウント等の銀行口座以外への賃金の振込は原則認められていない。この点について、消費者向けアンケートにおいては、ノンバンクのコード決済事業者のアカウントに対して賃金の支払が行えるようになった場合、約4割の利用者が、自身が利用するコード決済サービスのアカウントに賃金の一部を振り込むことを検討すると回答している（図表3-1）。

図表3-1 ノンバンクのコード決済事業者のアカウントに対して賃金の支払が行えるようになった場合、自身が利用するコード決済のアカウントに賃金の一部を振り込むことを検討するか。

回答内容	利用者
検討する	1,594 (39.9%)
検討しない	2,406 (60.2%)
回答数	4,000

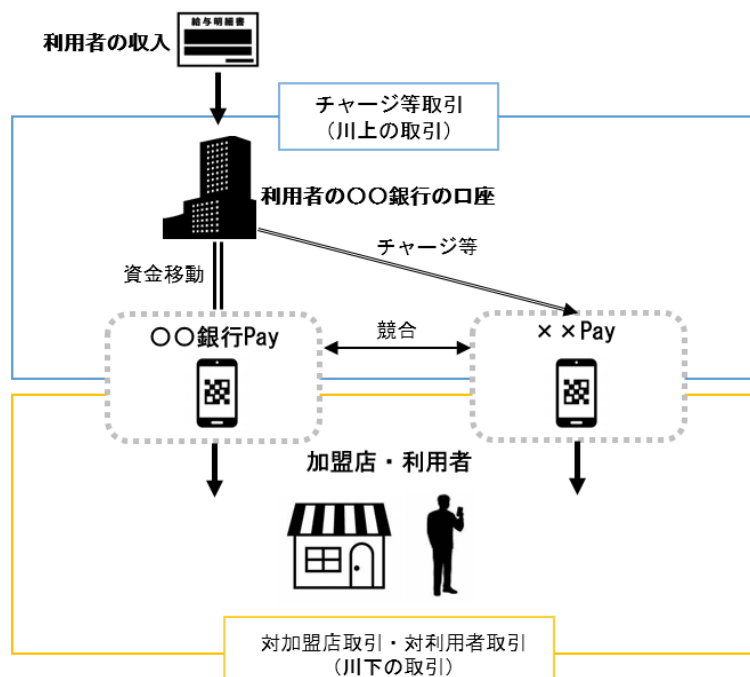
【出典】消費者向けアンケート結果

ただし、現状ではノンバンクのコード決済事業者は、基本的に自身が管理する利用者のアカウントに利用者の賃金等の収入の受入れが生じないことから、図表2-8（11頁）のいずれかのチャージ等の方法を利用して、コード決済における決済手段の原資となる収入が振り込まれる利用者の銀行口座へ接続しなければ、コード決済を提供することが困難となる。

前記を踏まえると、コード決済を提供する銀行とノンバンクのコード決済事業者との間には、

- ① ノンバンクのコード決済事業者は利用者の銀行口座に接続しなければ決済手段を確保できないという垂直的な取引関係（川上・川下関係）
- ② 対利用者取引、対加盟店取引における水平的な競合関係がそれぞれ成立していると考えられる（図表3-2）。

図表 3-2 銀行とノンバンクのコード決済事業者の垂直的・水平的取引関係



【出典】 資金移動業者及び銀行向けアンケートを基に公正取引委員会作成

なお、前記のとおり、利用者の銀行口座に接続する方法としては、銀行口座からチャージ等を行う方法のほか、クレジットカード等を利用したチャージ等を行い、利用額を銀行口座から引き落とすことや、銀行口座から引き出した現金等を用いたチャージを行うことも可能ではある。

しかし、利用者がクレジットカードからのチャージ等を行う場合、ノンバンクのコード決済事業者は、チャージ等額の1%台後半程度をクレジットカード会社に支払う必要が生じるところ(図表2-12(16頁))、その負担は、図表2-13(17頁)で示した銀行口座からのチャージ等を行う場合のコスト(定額:数円~数十円、定率:0%半ば~1%程度)を上回る場合がある。そのような場合、仮に、何らかの理由によりノンバンクのコード決済事業者が銀行口座からのチャージ等を提供できなくなり、クレジットカードからのチャージ等の占める割合が高まった場合、コード決済におけるコストは上昇し、競争上不利となると考えられる。

また、ノンバンクのコード決済事業者からのヒアリングにおいては、利用者がATMを利用した現金によるチャージを行うことは、チャージに用いる現金を引き出す際のATM利用手数料等が生じること、銀行口座からのチャージ等とは異なり、利用者が決済アプリ上のみでチャージの指示を行えず、ATMを操作する手間が生じること等から利用者にとって利便性

が低いとの見解が示されている。

【ノンバンクのコード決済事業者からのヒアリング事例】

- ・ クレジットカードを利用したチャージしかできなくなれば、銀行口座からの直接のチャージに比べ、コストが大きくなってしまうので、ビジネスモデルの転換を考えなければいけなくなる。当社としては、ユーザーによるチャージの方法としても、クレジットカードを利用したチャージを入口にしてもらいつつ、最終的には、銀行口座からのチャージに誘導していきたいと思っている。そのために、ユーザー向けプロモーションにおいても銀行口座からのチャージとクレジットカードからのチャージとで差を設けるなどしている。
- ・ アプリ上でチャージができることはユーザーにとって利便性が高い。銀行口座からのチャージができなくなった場合、それまでオンラインで銀行口座からチャージしていたユーザーが ATM まで行き、チャージをするようになるかという疑問である。
- ・ 銀行口座からのチャージであれば、スマホを利用していつでもどこでもチャージできるのに対し、ATM を利用したチャージは、チャージしたいときに ATM が近くになれば、チャージすることができないなど、銀行口座からのチャージに比べ、ユーザーの利便性は低い。また、ATM を利用したチャージを行う場合には、利用者があらかじめ ATM を利用して預金口座から現金を引き出す必要があるため、ATM 利用料が利用者に生じることが多い。決済サービスを利用するユーザーの 1 回のチャージ額は数千円が中心である中で、200 円などの ATM 利用料が発生するチャージ手段をユーザーが積極的に選択するとは考えにくい。

以上を踏まえると、利用者の賃金等の収入の受入れが基本的に銀行口座に対して行われている現状においては、銀行口座からのチャージ等は、ノンバンクのコード決済事業者にとって重要性の高いチャージ等の方法となっている。

このため、一般に、図表 3-2 のような取引構造の下では、自らもコード決済を提供する銀行は、

- ① 川上の取引において、ノンバンクのコード決済事業者に自らの預金口座への接続を認めないことで、自らの預金口座を有する利用者がノンバンクのコード決済事業者へのチャージ等を行えなくすること
- ② チャージ手数料を引き上げ、競争関係にあるノンバンクのコード決済事業者のコストを高めること

により、川下の取引において、自らが提供するコード決済の競争条件を有

利にすることや、ノンバンクのコード決済事業者を排除するインセンティブが生じやすいと考えられる。

(2) チャージ等取引における銀行との取引の必要性

主要なノンバンクのコード決済事業者からのヒアリングにおいては、特定の銀行の口座からのチャージ等の提供を取りやめ、他の銀行口座からのチャージや他のチャージ等の方法に代替することは基本的に困難との見解が示されている。

ノンバンクのコード決済事業者からは、その主な理由として、①犯罪による収益の移転防止に関する法律上の取引時確認の義務を履行する観点から、銀行口座以外のチャージ等の方法に代替することは困難であること、並びに②チャージ等のシェアが大きい銀行の存在、③回収困難な初期費用の存在及び④銀行口座からのチャージ等に係る消費者行動の観点から、特定の銀行の銀行口座からチャージ等を行う必要があることが挙げられている。

ア 取引時確認の義務の履行

犯罪による収益の移転防止に関する法律上、主要なノンバンクのコード決済事業者又はその子会社が登録を行っている資金移動業者には、利用者の本人確認等の取引時確認を行うことが義務付けられている。

主要なノンバンクのコード決済事業者は、本人確認の義務の履行に当たって、利用者が銀行口座との紐づけを行った際に、紐づけ先銀行が口座開設時に利用者に対して行った本人確認情報を当該銀行から取得することにより、本人確認の義務を履行する方法を主に利用しているが、銀行の本人確認に依拠できない場合、別途、相応の費用が生じる郵送やオンラインによる本人確認（e-KYC）の方法²¹により行う必要がある。

クレジットカードや現金等の銀行口座以外からのチャージ等の方法を採用せず、銀行口座からのチャージ等を提供し、併せて銀行による本人確認に依拠することは、ノンバンクのコード決済事業者にとって、取引時確認の義務の履行を簡便にし、別途の取引時確認の方法を採ることによるコストの負担を低下させ得るため、銀行と取引する必要性を

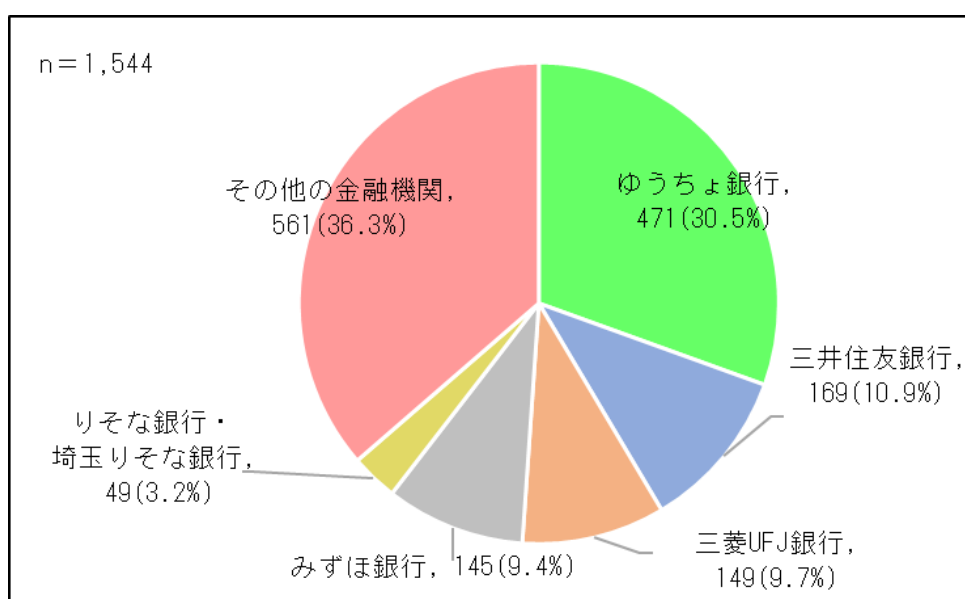
²¹ 法令上、資金移動業者は、クレジットカード会社が実施した本人確認に依拠することも可能であるが、クレジットカードから資金移動業者のアカウント残高にチャージを行った上で為替取引を実施することは、クレジットカード与信枠の現金化に相当する行為であることから通常行われておらず、クレジットカードからのチャージは、専ら第三者型支払手段発行者としてのアカウント残高へのチャージとなる。

高めるものと考えられる。

イ 銀行口座からのチャージ等のシェアが大きい銀行の存在

消費者向けアンケートにおいては、3割以上の利用者から紐づけ先銀行口座として選択される銀行が存在している（図表3-3）。

図表3-3 最も頻繁に利用しているコード決済における紐づけ先銀行口座（複数の銀行口座を紐づけている場合には、最も利用頻度の多いもの）



【出典】消費者向けアンケート結果

また、資金移動業者向けのアンケートにおいては、複数のノンバンクのコード決済事業者において、利用者がチャージ等を行った金額全体に占める特定の銀行からのチャージ等の金額の割合が20%を超えている事例がみられた。

ノンバンクのコード決済事業者にとって、利用者がチャージ等を行う銀行口座のシェアが大きい又は順位が高い銀行については、取引を行うことにより当該銀行の利用者によるコード決済の利用の増加が期待でき、ひいてはコード決済の利用金額・利用頻度が増加することから、取引を行う必要性が高くなると考えられる。

ウ 初期接続費用の存在

前記第2の2(1)ウ(ア)のとおり、ノンバンクのコード決済事業者が銀

行口座からのチャージ等を利用者に提供する場合、ノンバンクのコード決済事業者は、大規模銀行に対しては、数千万円程度、地方銀行に対しては数百万円程度の初期接続費用を支払っている。

このような初期接続費用は、銀行からのチャージ等の提供を取りやめる際に回収できない費用（サunkコスト）であり、また、特定の銀行からのチャージ等の提供を取りやめ、他の銀行からのチャージ等を提供する場合に、その都度必要とされる費用（スイッチングコスト）でもある。このため、このような初期接続費用の存在は、ノンバンクのコード決済事業者にとって一旦接続した銀行との取引を継続する必要性を高めるものと考えられる。

エ 銀行口座からのチャージ等に係る消費者行動

消費者向けアンケートにおいては、銀行口座からのチャージ等を利用している利用者の約半数が、貸金等の主たる収入の振込口座を紐づけ先銀行口座としていた（図表3-4）。また、紐づけ先銀行口座を変更したことがあると回答した利用者は全体の1割強にとどまり（図表3-5）、それらの利用者のうち約7割が、紐づけ先銀行口座を変更した理由として、主たる収入が振り込まれる銀行口座がコード決済のチャージ等に対応したため又は主たる収入が振り込まれる銀行口座を変更したためと回答している（図表3-6）。

図表3-4 主たる収入（貸金等）の振込口座をチャージ等に利用する紐づけ先銀行口座として利用しているか。

回答内容	利用者
はい	802 (51.9%)
いいえ	742 (48.1%)
回答数	1,544

【出典】消費者向けアンケート結果

図表 3-5 チャージ等に利用する紐づけ先銀行口座の変更の有無

回答内容	利用者
変更したことがある	215 (13.9%)
変更したことがない	1,329 (86.1%)
回答数	1,544

【出典】消費者向けアンケート結果

図表 3-6 チャージ等に利用する紐づけ先銀行口座を変更した理由

回答内容	利用者
主たる収入が振り込まれる銀行口座がコード決済サービスのチャージ等に対応したため。	112 (52.1%)
主たる収入が振り込まれる銀行口座を変更したため。	45 (20.9%)
銀行口座からのチャージ等を行うことにセキュリティ上のリスクを感じたため。	17 (7.9%)
特に理由はない。	36 (16.7%)
その他	5 (2.3%)
回答数	215

【出典】消費者向けアンケート結果

前記アンケート結果を踏まえると、利用者には、賃金等の主たる収入の振込口座を紐づけ先銀行口座として選択する傾向、一旦紐づけた銀行口座を変更しない傾向、また、利用者が紐づけ先銀行口座を変更する場合には、主たる収入の振込口座を紐づけることを目的として行う傾向があると考えられる。このような利用者の傾向は、ノンバンクのコード決済事業者にとって、多くの利用者が主たる収入の振込口座を置いている銀行との間でチャージ等取引を行うことの必要性を高めるものと考えられる。

また、利用者が主たる収入の振込口座からチャージ等を行おうとする傾向があることは、ノンバンクのコード決済事業者が既に銀行口座を紐づけている利用者に対して、他の銀行口座からのチャージを行うよう働きかけることを困難とさせる要因となり得るものであり、特定の銀行との取引を継続する必要性を高めるものと考えられる。

この点について、ノンバンクのコード決済事業者からのヒアリングにおいては、以下のような見解が示されている。

【ノンバンクのコード決済事業者からのヒアリング事例】

- 銀行口座に紐づけしているユーザーは、普段から使っている一番使い勝手の良い口座を接続先銀行として利用していることから、仮にその銀行口座との紐づけができなくなった場合、わざわざ当社のサービスを利用するためだけに、メインバンクを他の銀行口座に変更する可能性は低いと思われる。
- 当社は、過去に、チャージに係る手数料が比較的安価な銀行の口座登録を行った利用者に対して現金をプレゼントするキャンペーンを行い、銀行に支払うチャージに係る手数料の負担の軽減を図ったことがある。しかし、利用者は、キャンペーン対象の銀行の口座登録は行ってくれるのだが、キャンペーン終了後は結局もともと紐づけていた銀行口座からチャージする利用者ばかりとなり、キャンペーンの効果はあまりなかった。このような経験があるため、利用者をチャージに係る手数料の安い銀行の口座に誘導していくことは難しいと考えている。

オ 小括

銀行とノンバンクのコード決済事業者間のチャージ等の取引は、個々の取引内容によって異なるため、一概に判断できないものの、前記アないしエを踏まえると、ノンバンクのコード決済事業者にとって、特定の銀行との取引をする必要性が高く、当該銀行とのチャージ等取引の継続が困難になることが、事業経営上大きな支障を来す場合が存在する可能性があるものと考えられる。

(3) チャージ等取引における取引事例

ア 取引の拒否等

資金移動業者向けアンケートにおいては、主要なノンバンクのコード決済事業者のうち8社中5社が、銀行口座からのチャージ等に係る取引を認められない、又は、銀行口座からのチャージ等を可能にするための交渉が棚上げになっている事例があると回答している。

一方、クレジットカード会社等の銀行以外のチャージ等手段の提供主体から、チャージ等に係る取引を認められないなどの事例は確認されなかった。

ノンバンクのコード決済事業者からのヒアリングにおいては、銀行との取引が認められなかった例として、以下のような事例がみられた。

なお、以下の事例の中には、本調査開始以降、ノンバンクのコード決済事業者が、銀行から取引を認められた事例も含まれる。

【ノンバンクのコード決済事業者からのヒアリング事例】

○事例A

- ・ A銀行と接続するための交渉を1年超継続しているが妥結する見込みはない。接続交渉では、A銀行が提供するコード決済サービスにおいて大口の加盟店が支払う決済手数料と同等の接続料を求められたほか、口座維持手数料と称し、紐づけ先口座一つ当たり300円を毎月支払う旨の条件を示されている。
- ・ A銀行が提示する金額で取引を行った場合、A銀行との接続だけで全ての利益を超える明確な赤字が発生するため、当社は1年で破綻してしまうだろう。
- ・ A銀行との接続交渉に当たっては、通常の口座振替サービスの営業を担当している法人営業部門ではなく、銀行が提供するコード決済サービスの担当者が交渉担当とされており、当社は競合サービスの担当者との間で接続条件の交渉を行わなければならない状況にある。

○事例B

- ・ B銀行とは、継続的に話し合いを行っており、現在は先方において契約条件を検討している状況だが、いつ頃契約条件を提示してもらえるかは分からない。
- ・ B銀行からは、具体的な表現は覚えていないものの、敵に塩を送ることはしたくない、と言われたと記憶している。「敵に塩を送りたくない」というのは、具体的には、当社が銀行の為替取引を侵食する形になることを懸念していると思っている。

○事例C

- ・ C銀行からのチャージを行う際の接続料として、当社の加盟店手数料の水準の数倍のチャージ手数料の支払を求められた。また、C銀行に対し、せめて加盟店への返金を同一行内の振込で行うため、法人口座の開設を依頼したが、当社が資金移動業者であることを理由として、法人口座の開設すら検討してもらえない状況である。

銀行向けアンケートによれば、銀行がノンバンクのコード決済事業者に対してチャージ等取引を認める際に重視する要素として、「セキュリティ」及び「経済的契約条件」が挙げられている（図表3-7）。

図表 3-7 ノンバンクのコード決済事業者に対して、銀行口座からのチャージ等取引を認める際に重視する要素（複数回答）

接続手段	銀行
ノンバンクのコード決済事業者のセキュリティ体制	95 (92.2%)
チャージ手数料等の経済的契約条件	90 (87.4%)
ノンバンクのコード決済事業者のマネーロンダリングへの対応状況	58 (56.3%)
その他（自由記載）	30 (29.1%)
回答数	103（注）

（注）銀行向けアンケートによれば、銀行口座からのチャージ等に対応していない銀行が 26 行存在した。

【出典】銀行向けアンケート結果

一方、銀行からのヒアリングにおいては、ノンバンクのコード決済事業者に対して、銀行口座からのチャージ等取引の可否を判断する際に、セキュリティ面を理由として取引を拒否した事例は確認されなかった。一方、自身が提供するコード決済と競合するノンバンクのコード決済事業者に対しては、事業戦略上、チャージ等取引を認めないとする見解も一部示されている。

【銀行からのヒアリング事例】

- ・ 当行はノンバンクのコード決済事業者との接続の可否に関して、セキュリティ面を重要視しているが、これまでセキュリティ体制を理由として取引を断ったことはない。ただし、取引の交渉中だった事業者が、当行とは関係のないところでセキュリティ上の問題を起こし、当該事業者からセキュリティを見直す旨の申出があり、契約締結を延期したことはある。
- ・ ノンバンクのコード決済事業者との交渉に関し、セキュリティ面では、大手のノンバンクのコード決済事業者であっても、セキュリティ水準は銀行が求める水準を下回っていることもあるので、当行が求める水準まで対応してくれとお願いすることはある。
- ・ ノンバンクのコード決済事業者から、当行の口座と紐づけたチャージを行いたいとする話を持ち掛けられることもある。一方、当行としては、当行が提供するコード決済がある程度の加盟店数を獲得した後であれば、ノンバンクのコード決済事業者と接続したとしても当行のコード決済とノンバンクのコード決済とが戦い得る状況になると考えているが、現時点でノンバンクのコード決済事業者へのチャージを認めると利用者はノンバンクのコード決済ばかりを利用することになるため、接続するにはまだ早い段階だと思っている。当

行がコード決済を提供する理由は、将来的に決済データを利用したサービスを提供するためであるが、仮に今の段階でノンバンクのコード決済事業者との接続を開始した場合には、専らノンバンクのコード決済事業者が加盟店や利用者の決済データを得ることになるので、決済データを活用するという当行のコード決済の戦略そのものが頓挫することになり、コード決済をやる意味がなくなってしまう。

イ 値上げの要請

資金移動業者向けのアンケートにおいては、主要なノンバンクのコード決済事業者のうち4社が、過去1年間において銀行からチャージ等に係る手数料の値上げの要請を受けた事例があると回答している。

一方、クレジットカード会社等の銀行以外のチャージ等の方法を提供する主体が値上げ要請を行った事例は確認されなかった。

前記アンケートにおいて「値上げ要請を過去1年間に受けたことがある」と回答したノンバンクのコード決済事業者が、銀行から値上げの要請の理由として説明を受けた内容は図表3-8のとおりであり、「銀行が自社と競合するキャッシュレス決済サービスを提供する」ことを理由とした値上げ要請もみられた。

図表3-8 値上げ要請の理由として銀行から受けた説明の内容（複数回答）

回答内容	ノンバンク
銀行からのチャージの提供等に係るコストが増加したため。	2
銀行においてチャージ手段等の提供に当たって利用する振替サービス等に要するコストが増加したため。	2
銀行が自社と競合するキャッシュレス決済サービスを提供するため。	2
銀行の収益状況が悪化したため。	2
銀行が新規投資を実施するため。	1
その他	1
回答数	4

【出典】資金移動業者向けアンケート結果

また、ノンバンクのコード決済事業者からのヒアリングにおいては、銀行が提供するコード決済の加盟店手数料を上回る水準をチャージ等に係る手数料として銀行から求められたといった事例もみられた。

【ノンバンクのコード決済事業者からのヒアリング事例】

○事例D

- ・ D銀行から、チャージ等に係る手数料を現行の5倍程度の水準に引き上げるとの申入れを受けた。当該手数料水準は、D銀行からの当社サービスへの平均チャージ額に照らすとD銀行が提供するコード決済の加盟店手数料率を上回る水準となる。
- ・ D銀行は、「値上げにより解約やユーザー負担が増加し、当行顧客にネガティブな印象を与えるかもしれないが、影響は軽微であり織り込み済みである」、「手数料引上げの代替策について話は聞くが、意味があるとは思えない」と値上げを強行する意向であったが、突然トーンダウンし、現状水準での契約更新となった。

他方、銀行からのヒアリングにおいては、チャージ等に係る手数料の値上げの理由として、従来、原価を下回る水準で設定されていた料金の再交渉を行っている、アンチマネーロンダリング(AML)対策²²コストの負担を転嫁しようとしている、ノンバンクのコード決済事業者が提供するコード決済においてなりすまし被害が生じた場合における利用者への補償を事前に織り込むために値上げを行う必要がある、といった見解が示されている。

【銀行からのヒアリング事例】

- ・ 当行がノンバンクのコード決済事業者との接続を開始した当時は、キャッシュレス決済の黎明期だったことを考慮して、当行の銀行口座への接続料金をディスカウントしていた。しかし、その後、キャッシュレス決済が広く使われるようになったことから、少なくとも当行の銀行口座からのチャージを提供する上での原価は頂きたいと考えている。
- ・ 銀行が口座振替サービスを提供する上で内部的に発生するコストとしては、従来から発生している、直接のシステムの設備投資費用、間接部門やオペレーションに要する費用、維持管理費用のほか、最近では金融活動作業部会(FATF)の対日審査やAML対応のためのコストも必要になってきている。
- ・ 当行の預金者になりすまし、〇〇Payなどの決済サービスに口座の紐づけを行うことで、不正な決済を行うという事案が最近生じているところ、ノンバンクのコード決済事業者による補償が行われなかった場合に、当行が預金者に対して支払う補償額等の不正対応コストが増大している。これら不正対応コ

²² 反社会的勢力、テロ組織、犯罪者集団等による取引、振り込み詐欺や融資詐欺等の不正口座取引等に対する一連の対策を指す。

ストについては、保守的にあらかじめチャージに係る手数料として織り込まざるを得ないと考えている。しかしながら、チャージに係る料金の交渉に当たって、ノンバンクのコード決済事業者に対して提示料金の根拠の説明は行っていない。

一方、AML 対策支援サービス提供事業者からのヒアリングによれば、取引 1 件当たり還元した AML 対策コストの負担は、必ずしも多額ではないとの見解が示されている。また、一部の銀行からは、不正利用が生じた場合における利用者への補償額について、ノンバンクのコード決済事業者が支払うチャージ等に係る手数料に事前に織り込むことはノンバンクのコード決済事業者との取引の信頼関係を損なうとの見解も示されている。

【AML 対策支援サービス提供事業者からのヒアリング事例】

- AML 対策コストについては、事業規模や取引量、リスク評価書の内容に応じて費用は変動するものの、取引 1 件当たり還元したときに大きな影響が生じる額ではない。少なくとも、銀行が基幹システムの運用・構築に支払っているコストとは程遠い額であるので、銀行にとって非常に高いという額ではないだろう。

【銀行からのヒアリング事例】

- 今のところ、ノンバンクのコード決済事業者が利用者の不正利用被害を補償しない場合に備え、当行に生じる対応費用を確保することを目的として、あらかじめチャージ手数料を引き上げるといった考えはない。そもそも、そのような理由でチャージ手数料を引き上げ、バッファーとして収益を上げるというのも相手方との信頼関係を損なうことになるのではないかと。

ウ 加盟店の開拓、キャンペーン費用の負担、決済データの提供等の要請

銀行からのヒアリングにおいては、銀行口座からのチャージ等を可能にするための条件として、ノンバンクのコード決済事業者が加盟店の開拓を行う際に、無償で当該銀行が提供するコード決済を併せて紹介すること、ノンバンクのコード決済事業者がキャンペーン費用を全額負担した上で、銀行が提供するコード決済との共同キャンペーンを行うこと、コード決済事業者が銀行に対して決済データを無償提供すること等を求める事例がみられた。

【銀行からのヒアリング事例】

○事例E

- ・ ノンバンクのコード決済事業者Eとの接続交渉を行ったが、接続に当たっては、①一定期間の間、Eが加盟店開拓を実施する際に、無償で当行が提供するコード決済サービスについても同時に営業を行うこと、②Eの決済アプリをダウンロードした利用者が当行の決済アプリをダウンロードした場合、Eが全額負担した上で利用者にポイントを付与するキャンペーンを行うこと、③Eの決済データを当行へ無償で提供することを条件とした。

(4) リテール決済インフラに関わる取引の状況

ア 銀行によるリテール決済インフラ提供事業者との契約状況

前記第2の2(1)イのとおり、ノンバンクのコード決済事業者が、銀行口座からのチャージ等を提供する場合には、自身の決済アプリにおいて、利用者から受け付けたチャージの依頼を伝達するため、銀行の基幹システムに接続する必要がある。

銀行向けアンケートによれば、ほとんどの銀行が、リテール決済インフラ提供事業者を利用する方法により、ノンバンクのコード決済事業者に対し、銀行口座からのチャージ等に係る接続の手段を提供しており、更新系APIや独自の方式によりチャージ等に係る接続の手段を提供している銀行は限定的であった（図表3-9）。

また、前記第2の2(1)イのとおり、銀行がリテール決済インフラ提供事業者を通じた接続を提供する場合には必ずCAFISを経由することから、現状、CAFISはノンバンクのコード決済事業者が銀行口座からのチャージ等を提供するに当たり、事実上不可欠なリテール決済インフラとなっている。

図表 3-9 銀行によるリテール決済インフラ提供事業者との接続方法

回答内容		銀行
リテール決済インフラ提供事業者を利用した接続手段	①NTT データが提供する即時決済ゲートウェイサービス	50 (38.6%)
	②日本カードネットワークが提供するリアルタイム口座振替	43 (33.3%)
	①及び②の併用	6 (4.7%)
更新系 API を利用した接続手段		2 (1.6%)
独自の方式による接続手段		2 (1.6%)
接続手段を提供していない		26 (20.2%)
回答数		129

【出典】 銀行向けアンケート結果

なお、銀行からのヒアリングにおいては、更新系 API を利用した接続手段の提供が少ない理由として、API 基盤の整備に要する費用が高く採算性が懸念されることが挙げられている。

【銀行からのヒアリング事例】

- ・ 振込依頼機能を有する更新系 API の導入は、コストが想像以上に大きく、比較的大規模な銀行でさえも手が出ないという状況にある。
- ・ 現実的には、更新系 API での接続を求めてくるノンバンクのコード決済事業者は必ずしも多くないと考えており、各地銀において更新系 API 接続基盤の整備が進んでいない理由には、採算性を懸念していることがあるだろう。

これに対し、資金移動業者向けアンケートにおいては、ノンバンクのコード決済事業者のうち半数以上の事業者が、銀行が更新系 API を利用したチャージ等に係る接続の手段を提供可能とした場合、更新系 API を利用したいと回答している。一方、利用を検討しないとするノンバンクのコード決済事業者の全てが、更新系 API の利用に係る懸念として、接続基盤の仕様が完全には統一されていないことを挙げている（図表 3-10）。

図表 3-10 銀行が更新系 API を利用したチャージ等の接続の手段を提供可能とした場合における利用の検討

回答内容	ノンバンク
利用を検討する	5
利用を検討しない	3
回答数	8

【出典】資金移動業者向けアンケート結果

【ノンバンクのコード決済事業者からのヒアリング事例等】

- かつては、更新系 API によるチャージ料金の低下に期待していたが、更新系 API 接続基盤の整備状況が悪く、整備している銀行であっても、銀行から提示されるチャージ料金の水準や、仕様が異なることによる重複した設備投資の手間を踏まえると、現状、日本カードネットワークや NTT データがサービスを提供する基盤である CAFIS のようなレガシーインフラを使い続けた方が、コストが安いという現実がある。
- 銀行ごとに異なる API 仕様に沿って個別にシステム開発を行う必要が発生し、またそれによる大きなコストメリットを享受できる可能性が低いため、利用は検討しない。
- 銀行側が提供する API の仕様が共通化されているのであれば検討の余地はあるが、銀行ごとに仕様が異なる場合においては、銀行ごとに開発対応を行う必要が生じるため、積極的に活用する理由はないと考える。

本調査においては、ノンバンクのコード決済事業者が銀行口座からのチャージ等を提供するに当たって、現状、CAFIS が事実上不可欠なリテール決済インフラとなっていることから、以下、CAFIS を中心に検討を行った。

イ リテール決済インフラを利用した取引の状況

リテール決済インフラを利用したサービス全体の処理件数は、CAFIS の場合、月間処理件数が平成 20 年度の 2 億 8390 万件から平成 30 年度の 8 億 401 万件、CARDNET の場合、年間処理件数が平成 20 年度の約 47 億件から平成 30 年度の約 179 億件とそれぞれ 3 倍程度に増加している（図表 3-11）。

なお、このうち、NTT データが提供する即時決済ゲートウェイサービスの取引量は、平成 28 年度から平成 30 年度にかけて 6 倍近くに増加しており、日本カードネットワークが提供するリアルタイム口座振替

サービスの取引量は、平成 28 年度から平成 30 年度にかけて 3 倍近くに増加している（図表 3-12）。

なお、前記第 2 の 2 (1)イのとおり、銀行がリテール決済インフラ提供事業者を通じた接続を提供する場合には必ず CAFIS を経由するため、チャージ取引に係る CAFIS の取引量は増加傾向にある。

図表 3-1 1 CAFIS 及び CARDNET の取引量の推移

	平成 20 年度	平成 30 年度
CAFIS センター（年間処理件数（万件））	321, 152	877, 600
CARDNET センター（年間処理件数（万件））	約 470, 000	約 1, 790, 000

【出典】リテール決済インフラ提供事業者からのヒアリング及び公表資料を基に公正取引委員会作成

図表 3-1 2 即時決済ゲートウェイサービス及びリアルタイム口座振替サービスの取引量の推移

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
即時決済ゲート ウェイサービス	年間処理件数(万件)	350	1, 020	2, 020
	指数	100	291. 4	577. 1
リアルタイム口 座振替サービス	年間処理件数(万件)	非公表	非公表	非公表
	指数	100	156. 6	253. 9

（注 1）即時決済ゲートウェイサービスは各年 4 月から翌年 3 月まで、リアルタイム口座振替サービスは、各年 10 月から翌年 9 月までの年間処理件数。

（注 2）指数は平成 28 年度の各処理件数を基準値(100)としている。

【出典】リテール決済インフラ提供事業者向けアンケート及びヒアリングを基に公正取引委員会作成

ウ CAFIS を通じた取引の特徴

CAFIS は、昭和 59 年に日本電信電話公社（現 NTT データ）により、クレジットカードの決済処理等のため開発された情報データ通信システムであり、今日においては、共通インフラである CAFIS センターシステムを通じて、大別すると、クレジットカード及び資金移動に係る二つのデータ通信サービスを提供し、その下で即時決済ゲートウェイサービスを含む様々な個別サービスを提供している（図表 3-13）。このため、CAFIS が提供するサービスについてはサービス間で設備を共用することによる「範囲の経済性」が生じていると考えられる。

図表 3-13 CAFIS を通じて提供される主なサービス

データ通信サービス	主なサービス例
クレジットカード業務サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカードに係る決済処理サービス ・キャッシングに係るデータ伝送サービス
資金移動業務サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・デビットカードの決済処理サービス ・ATMに係るデータ伝送サービス ・口座振替に係るデータ伝送サービス

【出典】 NTT データからのヒアリングを基に公正取引委員会作成

また、一般に、電気通信事業分野のようなネットワーク型産業においては、加入者の多いネットワークほど、その利用機会が多くなりネットワーク自体の価値が高まる性質（ネットワーク外部性）がある²³ことが知られている。CAFIS についても、例えば、CAFIS を利用した口座振替サービスを利用可能な銀行数が増えることにより、ノンバンクのコード決済事業者にとって CAFIS を通じた接続先が増えることから、口座振替の利便性が高まる性質を有すると考えられる。

この点、ノンバンクのコード決済事業者及び銀行からのヒアリングにおいても、CAFIS が他のネットワークや更新系 API に対して強いネットワーク外部性を有するとする見解が示されている。

【ノンバンクのコード決済事業者からのヒアリング事例】

- ・ 最近の取組として、CAFIS ではなく、別のネットワークを活用しようという動きがある。この取組が広がれば接続コストの低減圧力として機能し得るが、加盟行が少ないため、当該ネットワークの活用が進んでいない。
- ・ 当社が銀行と接続する上での方法としては、更新系 API を利用するとしても、銀行ごとに API の仕様が異なり、仕様に合わせたシステム開発コストが生じてしまう。このため、当社としてはリテール決済インフラ提供事業者依存している状況にある。

【銀行からのヒアリング事例】

- ・ 当行は更新系 API を利用した接続方法も準備はしているが、銀行が提供する接続サービスについては、取引先がどのような手段で接続したいかが重要である。更新系 API の仕様は各行で少しずつ異なっているため、当行との間で更新系 API を利用して接続することは、CAFIS と接続することで多くの取引

²³ 公正取引委員会・総務省「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」

先と接続できるメリットを捨てることになる。このため、ノンバンクのコード決済事業者は更新系 API による接続を選択しようとはしないのではないか。

- ・ 現状、全ての銀行と更新系 API を利用して接続するためのプラットフォームが存在しないため、ノンバンクのコード決済事業者にとって銀行へ接続する上では、CAFIS を通じて一括して全ての銀行と接続できる方法にはメリットがあるのではないか。

また、一般に、リテール決済インフラの構築には、多額の固定的費用を要するものと考えられ、巨額の初期投資を要する設備を利用する他の産業分野同様、リテール決済インフラには、取引量が増えるほど平均費用が下がる「規模の経済性」が存在すると考えられる。

エ CAFIS の利用料金の状況

CAFIS の利用料金は、NTT データが作成する「契約約款」における「定価表」と称する料金表において、提供サービスごとの料金やデータ処理量に応じたボリュームディスカウントを加味した従量制料金が設定されており、当該料金の水準については、法制度上の規制の対象ではなく、NTT データが任意に決定している。

このうち、データ処理量に応じた従量制料金については、平成 19 年以降、クレジットカード業務サービス及び資金移動業務サービスのいずれについても、「定価表」記載の料金の見直しは行われていなかった。

なお、NTT データへのアンケート及びヒアリングにおいて、CAFIS サービス全体としての売上高営業利益率²⁴の状況について確認を行ったところ、当該水準は直近で 10% 台であることが確認された。

銀行からのヒアリングにおいては、多くの銀行から、即時決済ゲートウェイサービスや CAFIS サービス全体としての取引量がそれぞれ増加しているにもかかわらず、銀行口座からのチャージ等の接続の手段として利用される CAFIS の従量制料金が長らく見直されていないことを疑問視する見解が示されている。

【銀行からのヒアリング事例】

- ・ CAFIS の利用料金は、「約款」の中の料金表で決められており、基本的に、値下げが可能という認識はない。NTT データからは「約款で決まっている取引だから変更できない」と言われている。少なくとも過去 10 年において約款の

²⁴ 売上高から売上原価と販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益の売上高に対する割合

従量制料金の変更はない。

- CAFIS の利用料金について、NTT データから、全ての銀行が同一条件となっているので、料金交渉を行っても費用の引下げ交渉には応じない方針であると言われている。CAFIS の利用開始に当たっての交渉以後、料金表は変更されていない。CAFIS 自体の取引量が増えているにもかかわらず、約款の従量制料金に変更されない理由はよく分からない。

一方、NTT データからのヒアリングにおいては、CAFIS サービス全体として、制度的対応、セキュリティ対応及び決済手段の多様化への対応のための設備投資が増加傾向にあることや、契約約款上の従量制料金の見直しは行っていないが、個別交渉によりデータ処理量の多い一部の CAFIS の利用企業との間では、契約約款に記載されている従量制料金よりも安価な料金で取引を行う事例もあるとの見解が示されている。

【NTT データからのヒアリング内容】

- CAFIS にまつわるコストとしては、法制度対応や各クレジットカードブランドのレギュレーション対応等のための追加の設備投資が年々増大している。このため、減価償却分の売上原価がかさんでおり、営業利益の圧迫要因となっている。
- CAFIS の契約約款の「定価表」における、データ処理量に応じた従量制の料金を長く改定していないことは事実であるが、当社としては、データ処理量の多い取引先との間で個別の料金体系を設定するなど柔軟に対応している。他方、昨今のキャッシュレス決済に対するニーズの高度化と決済手段の多様化に鑑み、キャッシュレス決済市場の拡大に向けた高度化を積極的に進めるとともに、CAFIS の利用料金の見直しも検討していく。

2 振込取引

(1) 振込取引の概要

ノンバンクのコード決済事業者は中継銀行に対して振込を依頼することで加盟店の銀行口座への売上金の出金を行っている（図表 2-7（9 頁））。売上金の出金は、加盟店が、ノンバンクのコード決済事業者が依頼する中継銀行に口座を有している場合には、銀行がノンバンクのコード決済事業者と加盟店の双方の口座間で資金のやり取りを行うこと（以下「本支店為替」という。）で完結する。

一方、加盟店が、ノンバンクのコード決済事業者が振込を依頼した中継銀行と異なる銀行の口座を有している場合には、銀行が、ノンバンクのコ

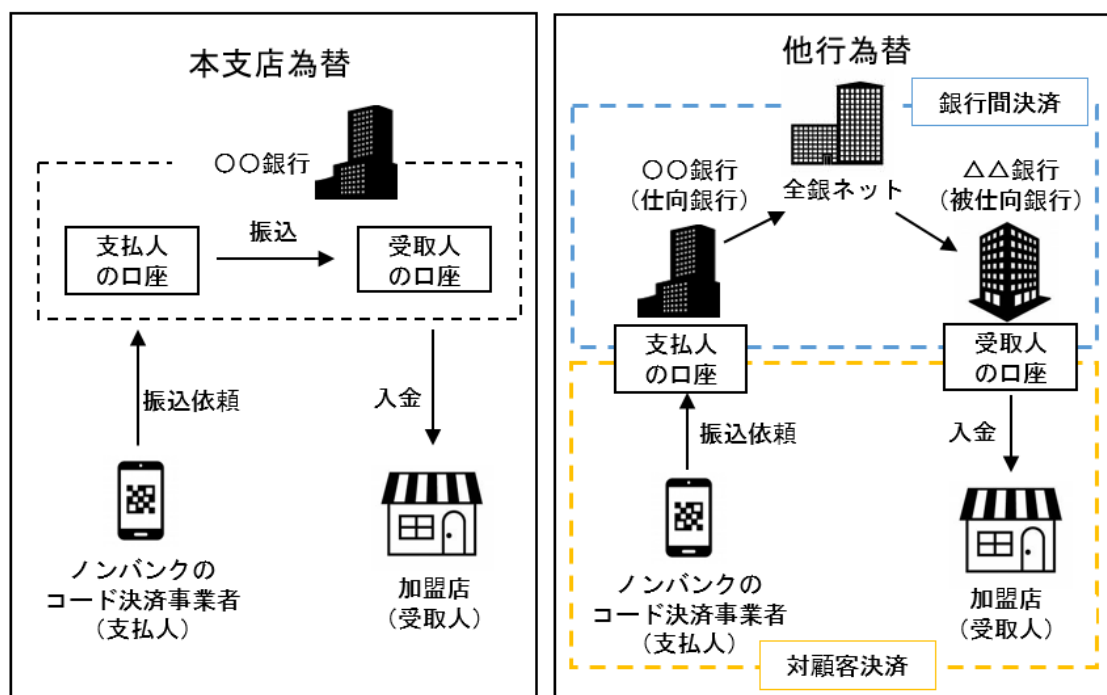
ード決済事業者が依頼した中継銀行と加盟店の銀行の間で資金の移動を行うこと（以下「他行為替」という。また、他行為替において資金を送る銀行を「仕向銀行」、資金を受け取る銀行を「被仕向銀行」という。）が必要となる。また、他行為替を行う場合には、仕向銀行及びノンバンクのコード決済事業者並びに被仕向銀行及び加盟店の間での資金のやり取りを行うこと（以下「対顧客決済」という。）に加えて、仕向銀行と被仕向銀行の間での資金決済（以下「銀行間決済」という。）が行われる。

このような、他行為替における銀行間決済を円滑に行うために整備された、取引ルール、システム基盤（コンピュータ、ネットワーク等）、リスク管理制度等を総称して、本報告書では「資金決済システム」という。

他行為替を行う振込においては、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク（以下「全銀ネット」という。）が運営する全国銀行内国為替制度が資金決済システムとして利用されている。また、同制度を運営するための銀行間ネットワークシステムとして、全銀ネットが運営する全国銀行データ通信システム（以下「全銀システム」という。）が用いられている。

前記を踏まえた、本支店為替と他行為替の違いは図表3-14のとおり。

図表3-14 本支店為替と他行為替の違い



(2) 振込取引の特徴

全国銀行内国為替制度は、全銀ネットに加盟する国内の金融機関が利用することができ、加盟金融機関における他行為替に用いられるため、加盟金融機関が増加した場合、送金先が増えることにより、資金決済システム全体としての利便性が高まる性質（ネットワーク外部性）を有すると考えられる。銀行向けアンケートにおいては、全国銀行内国為替制度を採用する 96.8%の銀行が、採用する理由として接続先金融機関が多いことを挙げている。

また、銀行間決済を行う際に利用される全銀システムの構築には、数百億円程度の固定的費用が生じている。一般に巨額の初期投資を要する設備を利用する他の産業分野同様に、全国銀行内国為替制度についても取引量が増えるほど取引 1 件当たりの平均費用が下がる性質（規模の経済性）を有すると考えられる。

なお、当委員会において、全銀システムにおいて生じている総経費を運用期間中の取引件数で除した平均総費用を試算したところ、取引 1 件当たりのコストは数円程度であることが確認された。

また、一般に、他行為替を行う上では、全国銀行内国為替制度を利用する方法のほか、小切手等の決済において利用される手形交換制度や、一部の銀行間における送金サービスを提供している事業者を利用することも可能である。一方、前記のとおり、他行為替に伴い生じる銀行間決済においてはネットワーク外部性や規模の経済性が働くことから、全銀システムを利用した送金は、網羅性や効率性の面から選択されやすく、自ずと他行為替における独占性が生じやすい傾向（自然独占性）が存在すると考えられ、事実、国内のほとんどの他行為替は全国銀行内国為替制度において行われている²⁵。

この点、銀行からのヒアリングにおいても、同様の見解が示されている。

【銀行からのヒアリング事例】

- 加盟行数が少ない資金決済システムの場合には、振込依頼を受けても当該システムを通じて送金できない銀行が多いため、全銀システムに代わる資金決済システムとはみなせない。仮に、多くの銀行が参加するシステムであれば、全銀システムに代わる資金決済システムとなり得る。
- 全銀システムを資金決済システムとして代替するのであれば、全国の送金先が確保できないのは困る。このため、参加者の数、決済に要する時間、コスト

²⁵ 平成 30 年における全国銀行内国為替制度の利用件数(16.1 億件)に対する手形交換制度の利用件数(5137 万件)の割合は約 3.2%程度にすぎない。(出典：全国銀行協会「平成 30 年度版決済統計年報」)

のバランスを考えると、全銀システムを使うことが今のところ現実的であると判断している。

このため、ノンバンクのコード決済事業者が、他行為替により加盟店に出金を行う際は、全銀システムを利用した振込を行うことが事実上不可欠であると考えられる。

また、ノンバンクのコード決済事業者が銀行に振込を依頼するに当たって銀行から提示される振込手数料は、基本的に各銀行が独自の経営判断に基づき決定している。しかしながら、前記のとおり、全銀システムを利用した送金には自然独占性が存在すると考えられ、そのような性質を持つシステム及びそれを運営する主体が取引フローにおいて存在する事業分野においては、市場メカニズムが働きにくいいため、取引当事者間の自由な取引に任せるだけでは、振込に係る費用について、硬直的な価格設定が維持されやすい可能性がある。

この点、ノンバンクのコード決済事業者からのヒアリングにおいては、加盟店への出金等を実施する上での振込手数料の負担が増大しつつあるとの見解や、ノンバンクのコード決済事業者が銀行と振込手数料の水準を交渉する中で、一定水準以下への引下げは受け入れてもらえないとの見解が示されている。

【ノンバンクのコード決済事業者からのヒアリング事例】

- 目下の経営課題は、振込コストである。当社は、加盟店への出金頻度を比較的多く設定しており、また、地方銀行をメインバンクとする地方の加盟店を多く抱えていることから、出金を行う際に全銀システムを利用した他行為替を行うことが多い。加盟店には少額を多頻度で振り込むため、加盟店が増えれば振込回数も増え、振込コストは今後も増えていくだろう。今後加盟店から出金頻度を増やしてほしいという要望があっても振込コストを踏まえると難しい。
- 加盟店のキャッシュフローを思えば、随時出金できれば良いことは分かっているが、当社としては、出金頻度を増やすことで、より少額単位での出金が増えることになり、当社の振込コストが増加することがネックになっている。
- 出金に要するコストについては、メガバンクであれば、3万円未満の他行間振込は百円台前半、3万円以上の他行間振込は百円台後半である。このような手数料の水準は、仕向銀行から被仕向銀行に支払われる手数料や全銀システムの利用料があるため、これ以上下げられないと聞いている。

また、前記第2の2(2)イ(ウ)のとおり、銀行が行うコード決済においては、加盟店が売上金の出金を行う際に費用が基本的に生じない²⁶ことから、銀行とノンバンクのコード決済事業者間において、出金に係る競争条件に一定の差異が生じているといえる。

(3) 振込取引のコスト構造

図表3-15のとおり、他行為替を行う振込取引の際に銀行間決済において発生する費用としては、振込1件当たりに仕向銀行から被仕向銀行に支払われる銀行間手数料並びに全銀システムの構築費、運営費、維持費を賄うため、仕向銀行及び被仕向銀行のそれぞれが支払う全銀システム経費等²⁷が存在する。

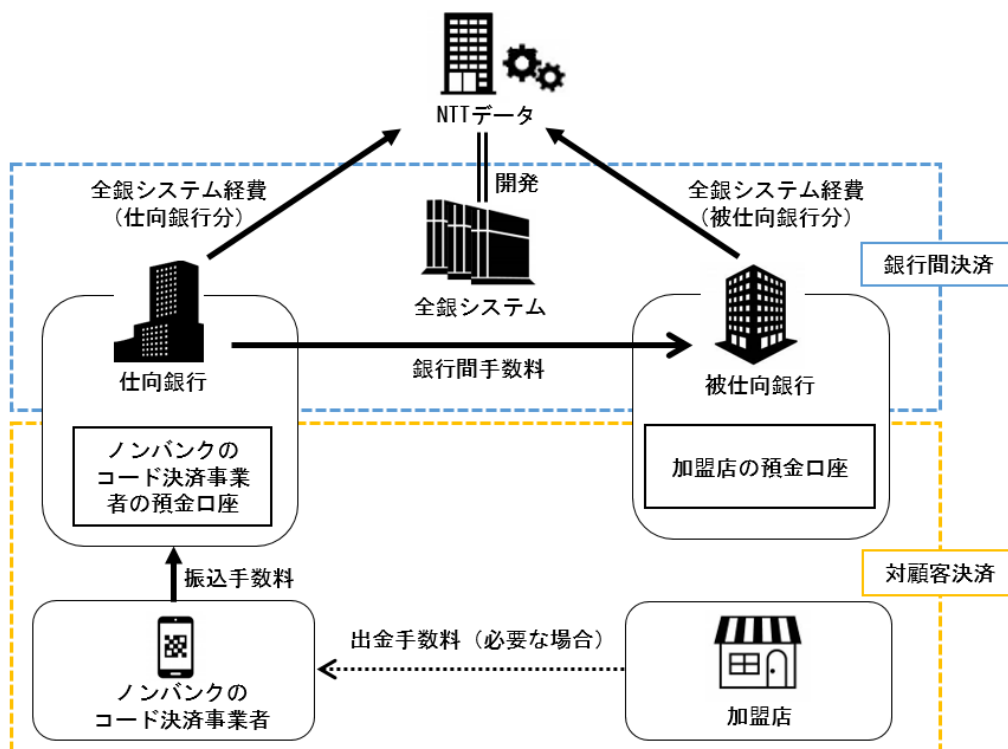
このうち、全銀システム経費は、全銀システムのシステムベンダーであるNTTデータに対して支払う全銀システムの開発及び運営に要する経費を取引件数等の所定の割合で各銀行が共同して負担する費用であり、銀行ごとに差異はあるものの、取引1件当たりに生じる仕向銀行負担経費分と被仕向銀行負担経費を合算した費用は、前記(2)のとおり、平均数円程度であると考えられる。

以下、本調査においては、仕向銀行から被仕向銀行に支払われる銀行間手数料を中心に調査を行った。

²⁶ 銀行が提供するコード決済においてもコード決済を提供する銀行と異なる銀行に口座を有する加盟店への出金を行うこともあるが、その出金における銀行間決済の多くにおいて、全銀システムの利用に当たり雑為替と呼ばれる銀行間の資金決済が利用されることから、銀行間決済における費用はほとんど生じないことが多い。

²⁷ なお、全銀システムを利用する際に生じる費用としては、全銀システム経費のほか、全銀ネットの運営に要する経費である全銀センター運営費、日本銀行からの請求経費等もあるが、本報告書では扱わない。

図表 3-15 振込 1 件当たりが生じる経費及び手数料



ア 銀行間手数料の水準及び交渉状況

全銀ネット及び銀行からのヒアリングによれば、銀行間手数料の水準は、全銀システムが稼働した昭和 48 年 4 月から昭和 52 年 12 月までの期間においては、全銀ネットの前身である内国為替運営機構が各加盟銀行に対して通達した額となっていた。一方、内国為替運営機構が銀行間手数料に係る通達を廃止した昭和 52 年 12 月以降は、全銀ネットやその前身である内国為替運営機構が定める内国為替取扱規則において、銀行間における相対の交渉で決定することとされている。銀行間手数料に係る交渉は、実務上一方の銀行が銀行間手数料の額を定める通知を送付し、もう一方の銀行がそれを承認する形で行われている。

現在、銀行間手数料が、銀行間における相対の交渉で決定することとされている一方で、銀行向けアンケートに回答した全ての銀行が設定している銀行間手数料は、3 万円未満の振込の場合 117 円 (税抜)、3 万円以上の振込の場合 162 円 (税抜) であった。また、銀行からのヒアリングによれば、遅くとも昭和 54 年 2 月以降、現行の水準以外の銀行間手数料が用いられていた事実や、本調査開始までの期間において、いずれかの銀行が銀行間手数料の水準を変更するための交渉を行った事実は確認できなかった。

なお、銀行向けアンケートにおいて、銀行間手数料の決定方法に係る認識を確認したところ、約3割の銀行が全銀ネット等から提示された額を用いている²⁸と回答している（図表3-16）。

図表3-16 銀行間手数料の決定方法

	銀行
相手行ごとに相対の交渉により決定している。	47 (36.4%)
慣習的に用いられている額を用いている。	38 (29.5%)
全銀ネット等から提示された額を用いている。	37 (28.7%)
その他	4 (3.1%)
未回答	3 (2.3%)
回答数	129

【出典】銀行向けアンケート結果

なお、「相手行ごとに相対の交渉により決定している。」や「慣習的に用いられている額を用いている。」と回答した銀行からのヒアリングにおいては、そのような銀行も、銀行間手数料の交渉は事実上行っておらず、過去に内国為替運営機構が通達していた水準を用いているとのことであった。また、昭和48年以降に、銀行業に参入した銀行からのヒアリングによれば、銀行間手数料については事実上定められた水準を設定したとのことであった。

【銀行からのヒアリング事例】

- 銀行間手数料について、当行は、過去に内国為替運営機構に提示された金額を一律に使っている。銀行間手数料の水準について他行と交渉を行わなかった理由やその水準の妥当性について考えたことはない。
- 銀行間手数料の決定方法について、「慣習的に用いられている額を用いている」と回答したが、これは、一度決定した銀行間手数料の額から変えていないという趣旨である。これまで、銀行間手数料の水準の妥当性について検討したことはない。新たに全銀システムに参加する銀行と銀行間手数料を決定することはあるものの、結局同じ額を設定している。
- 銀行間手数料は、個々の銀行と相対で交渉して決定した結果として契約を取

²⁸ 全銀ネットからのヒアリングによれば、昭和52年12月以降、各銀行が決定する銀行間手数料の決定に関与したことはないとのことであり、本調査においては、昭和52年12月以降の期間において、全銀ネット及びその前身である内国為替運営機構が、個別の銀行に対し銀行間手数料の水準や目安を示した事実は確認されなかった。

り交わしてはいるが、実際にはどのような経費が生じるかや、どのような水準にすることが妥当か検討したことはない。当行が銀行業に参入した際も事実上定められた金額で参入したという認識である。

イ 振込において被仕向銀行が負担する費用水準

銀行からのヒアリングにおいては、どのような根拠に基づき銀行間手数料の支払の必要が生じているのかについて確たる回答が得られなかったが、銀行間手数料は、コード決済事業者等の支払人から振込依頼を受けた仕向銀行が、被仕向銀行に対し、加盟店等の受取人の預金口座に振込金額を組み入れる事務を委託することへの対価であるとも考えられる。

このため、銀行向けのアンケート及びヒアリングにおいて、振込において被仕向銀行が負担する費用について確認を行ったところ、図表3-17のような費用が発生しているとの説明があった。

図表3-17 振込において被仕向銀行が負担する費用の例

①インフラ利用料	<ul style="list-style-type: none"> ・全銀システム経費（被仕向銀行分） ・統合ATMスイッチングサービス²⁹利用料等
②銀行のシステムコスト	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹システムの利用/償却コスト ・マネーロンダリング対策(AML)ソフトウェア費用等
③間接部門事務コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・被仕向事務コスト ・マネーロンダリング対策(AML)部門コスト等

【出典】銀行向けアンケート結果

図表3-17の①ないし③のコストを踏まえ、複数の銀行に対し、振込取引1回ごとに被仕向銀行が負担する費用水準の積算を求めたところ、当該費用のほとんどは②銀行のシステムコストであったほか、その水準は振込金額を問わず同一であり、最も高くても現行の銀行間手数料の半分以下であるとの回答があった。

このほか、銀行からのヒアリングにおいては、銀行間手数料の水準に関し、以下のような見解が示されている。

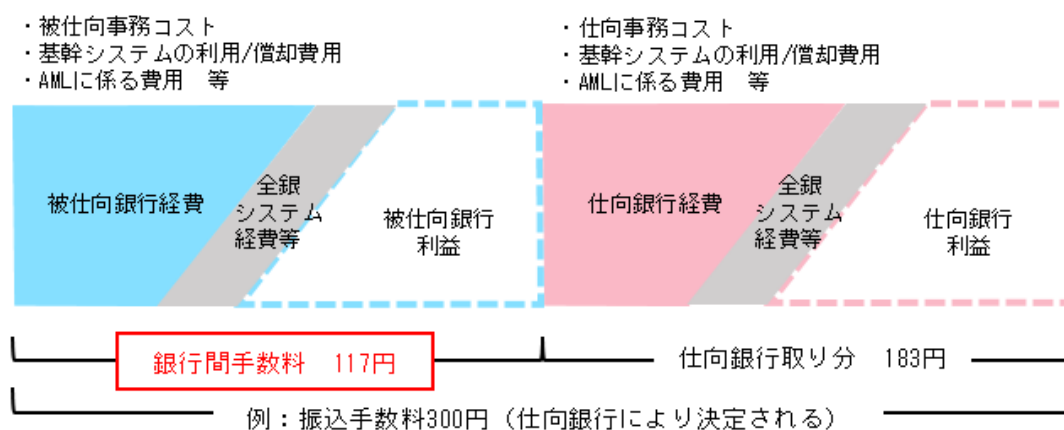
²⁹ NTT データが提供する、金融機関が保有するCD（現金自動支払機）/ATM（現金自動預払機）の相互利用取引電文を中継するサービスであるが、受取人の口座確認を実施する手段として、他行為替を行う振込にも使われている。

【銀行からのヒアリング事例】

- 銀行間手数料については、何故発生しているのかよく分からない。少なくとも被仕向銀行として振込を受ける際にコストが100円も生じることはない。
- 正直なところ、為替業務において発生するコストに対して、銀行間手数料の額は高過ぎると思う。かつては、被仕向事務は紙ベースで処理することが多く、人件費等のコストが高かったのは事実だが、為替業務の自動化に伴って1件当たりの振込コストは明らかに下がったはずなので、半世紀近くの間、銀行間手数料水準が変わっていないことを妥当と思う銀行員はいないのではないかと。
- 自行内の振込や、全銀システムを通じた為替通知は、ほぼシステム上で自動的に処理されるため、そのコストはほぼ0円である。振込手数料は、このコストのほか、オペレーションコスト及び利幅を乗せた額としている。全銀システムを利用する際に生じる銀行間手数料や全銀システム経費等のコストは、最終的に顧客に転嫁されるものでもあり、当行としても、一利用者としても、下げられるのであれば下げたいと考えている。

前記ア及びイを踏まえ、振込手数料を仮に300円とした場合における他行為替の振込手数料の費用構造のイメージは、図表3-18のとおり。

図表3-18 他行為替の振込手数料の費用構造（3万円未満の振込をインターネットバンキング経由で行う場合）



ウ 銀行間手数料が事実上固定的であることの影響

前記アのとおり、銀行間手数料の水準が長年にわたって固定的であることにより、他行為替と本支店為替のそれぞれの振込手数料の競争において、以下のような影響が及んでいると考えられる。

(7) 他行為替の振込手数料の水準への影響

銀行からのヒアリングにおいては、振込手数料は各銀行が独自の経営判断に基づき決定しているものの、銀行間決済を行う際に発生する費用である銀行間手数料は、振込手数料の原価に相当する額の一つとして考慮しているとの見解が示されている。また、銀行間手数料の水準が低下すれば、振込手数料の水準も低下する可能性があるとの意見もみられた。

【銀行からのヒアリング事例】

- 仮に銀行間手数料の水準が下がれば、顧客に対する手数料も下がる余地はある。銀行間手数料が固定的であることが振込サービスの料金設定に影響していることは否定しない。
- 振込手数料の額の設定の中で原価として銀行間手数料の額を積み上げていることは事実。
- 銀行間手数料の水準は、振込手数料の設定に影響するものと思っている。振込手数料は、銀行間手数料のほか諸々の経費を勘案して決めている。仮に、銀行間手数料がなくなれば、その分、振込手数料は安くなると思う。

なお、一部の銀行においては、特定の条件を満たす法人や個人の顧客に対し一定の回数までの振込を無料としたり、振込手数料を銀行間手数料よりも安価な水準に設定したりしている事例がみられた。このような銀行からのヒアリングにおいては、銀行間手数料よりも安価な振込手数料を提示することにより、顧客からは振込を依頼する仕向銀行として選択されやすくなる一方、仕向銀行から被仕向銀行に対して支払う銀行間手数料の負担が高まっており、振込手数料の引上げを検討せざるを得ないとの見解も示されている。

【銀行からのヒアリング事例】

- 当行は、振込手数料を一定の回数までの振込を無料か低価格にしているため、仕向行になることが多く、銀行間手数料の収支は赤字になる傾向がある。振込手数料が安いことにより、振込を利用する顧客が増える一方で、銀行間手数料の支払は振込が増えるごとにどんどん増えている。銀行間手数料の収支の赤字は経営課題にもなっているので、今後も赤字幅が拡大することとなれば、顧客から徴収する振込手数料を高めるか、無料回数を減らさざるを得ない。

(4) 本支店為替の利用の拒否

ノンバンクのコード決済事業者の口座と加盟店の口座が同一銀行内にある場合には、本支店為替を利用した振込を行うことにより、全銀システムを経由した他行為替を行うよりも安価な料金で加盟店に出金することが可能となり得る。

一方、一部のノンバンクのコード決済事業者からのヒアリングにおいて、銀行から、振込を他行為替により被仕向銀行として受けた場合に得られる銀行間手数料を理由として、本支店為替を利用して加盟店に出金を行うことを認められなかったとの回答があった。

【銀行からのヒアリング事例】

- 当社が行う加盟店への出金のうち9割については、全銀システムを通じた振込を行っている。出金コストを下げるため、当社が法人口座を有する銀行については、全銀システムを通じた振込を行わず、同一銀行内での送金を行えないかと銀行に提案したことがあった。しかし、銀行からは、同一銀行内の送金を行う収益よりも、他行から振込を受けた場合に得られる銀行間手数料の収益が大きいためとして承諾してもらえなかった。
- 各銀行との間で全銀システムを経由した振込を行った場合、被仕向銀行に支払う手数料が生じると聞いているので、多くの加盟店が口座を有する銀行に対しては、本支店為替を利用した振込を行いたいと交渉しているが、本支店為替の振込手数料を交渉しても、結局のところ、メガバンクから提示される他行為替の振込手数料よりも高い水準の振込手数料を提示されることが多く、必ずしも実現できているわけではない。

(4) ガバナンス・加盟条件

ア ガバナンス体制

前記(2)及び(3)ウ(7)のとおり、銀行間手数料等の全国銀行内国為替制度の利用に係るコストは、ノンバンクのコード決済事業者等が支払う振込手数料の原価の一部として転嫁される構造となっている。

ノンバンクのコード決済事業者は、他行為替を利用する上で、銀行との間で個別に振込手数料の交渉を行うことはできるが、手数料交渉に当たって、銀行間決済で生じている費用構造に踏み込んで改善を求めることは困難であると考えられる。

銀行からのヒアリングにおいては、全国銀行内国為替制度については、銀行が共同して利用している資金決済システムであることから、調整コストを踏まえると個別銀行の問題意識を基に制度に係る提案を行

うことは、現実的には難しいとの見解が示されている。このことは、多数の銀行間で資金決済システムが共同利用されていることから、個々の銀行が資金決済システムの効率性を改善するためのインセンティブを持ちにくい状態（集合行為問題）が生じていると考えられる。

全銀ネットを通じた振込取引を利用する者にとっての利便性・効率性に係る懸念³⁰に対応するため、全銀ネットは、内国為替取引や資金決済システムに対する消費者や一般企業のニーズを吸収し、組織運営に活かす場として、全銀ネット有識者会議を設置している。

一方、有識者からのヒアリングにおいては、全銀ネット有識者会議は年に1度、2時間程度の会議が行われているものであり、必ずしも全銀システムの問題の解消やその効率性の改善に係る十分な議論を尽くせる場として機能していないとの見解が示されている。

イ 透明性

振込取引1件当たりの手数料に影響する全銀システムの調達コストや銀行間手数料等のコストについては、銀行間決済の参加者である銀行は把握している一方、消費者や一般企業等に向けた開示は行われていない。

この点、米国、英国、豪州、フランス等の諸外国の資金決済システムでは、資金決済システムを利用する際の取引1件当たりの利用コストの開示や試算が行われている（図表3-19）。また、振込取引において、我が国の銀行間手数料に相当する手数料の有無について公表資料並びに事業者及び有識者からのヒアリングを基に調査を行ったが、我が国の銀行間手数料に相当する手数料の存在は確認できなかった。

³⁰ 同様の懸念は、金融審議会金融部会第二部会（2009）「資金決済に関する制度整備について」等においても示されている。

図表 3-19 諸外国における資金決済システムの利用料等

国名 (資金決済システム名)	取引 1 件当たりの資金決済システム利用料	銀行間手数料に相当する手数料の有無
米国 ³¹ (Fed ACH)	0.0035 米国ドル (0.4 円)	なし
米国 ³² (TCH)	0.045 米国ドル (5 円)	なし ³³
英国 ³⁴ (Faster Payments)	0.027 ポンド (3.5 円)	なし
豪州 ³⁵ (New Payment Platform)	0.39 豪州ドル (注 1) (26 円)	なし
フランス ³⁶ (STET CORE(FR))	0.003 ユーロ～0.004 ユーロ (0.4～0.5 円)	なし

(注 1) 豪州の資金決済システム利用料については、現在の取引水準を基に経常費用収支が等しくなる水準を試算したものであり、実際はより安価な額が適用されている。

(注 2) 表中の為替レートは、1 米国ドル 110 円、1 ユーロ 120 円、1 ポンド 130 円、1 豪州ドル 65 円で換算している。

【出典】資金決済システム利用料については公表資料、銀行間手数料については公表資料及び事業者・有識者からのヒアリングを基に公正取引委員会作成

ウ 加盟基準

全国銀行内国為替制度への加盟資格は、日本銀行の当座預金口座を利用して最終的な銀行間決済を行う直接の清算参加者、及び日本銀行の当座預金口座を利用せず、直接の清算参加者である組合中央機関等に最終的な銀行間決済を委託³⁷し、間接的に全銀システムを利用する代

³¹ The Federal Reserve (2020), 「FedComplete® Packages 2020 Fee Schedules」

³² The Clearing House (2019), 「Simple, Transparent, Uniform Pricing for All Financial Institutions」, The Clearing House (2020), 「Real-Time Payments Operating Rules」

³³ 被仕向銀行が仕向銀行に対して支払を要求する支払リクエストの場合、被仕向銀行から仕向銀行への支払が 0.1\$ (11 円) 発生する。

³⁴ Faster Payments (2018) 「Service Principles」

³⁵ Australian Competition and Consumer Commission and Reserve Bank of Australia (2000), 「Debit and credit card schemes in Australia - a study of interchange fees and access」, NPP Australia limited (2019), 「Annual Report 2019」

³⁶ STET (2019), 「Grille Tarifaire CORE(FR) applicable à compter du 1er janvier 2019」

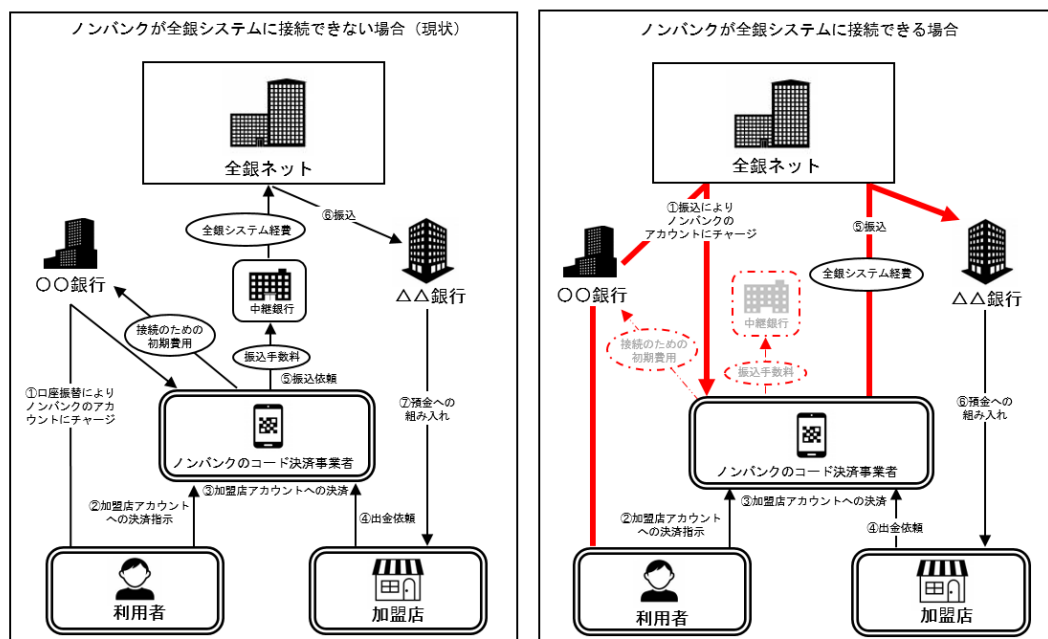
Autorité de la concurrence (2012), 「Décision 12-D-17 du 05 juillet 2012」

³⁷ なお、協同組織金融機関に限らず銀行業の許可を得た事業者であっても、日本銀行当座預金口座を開設せずに、他行に銀行間決済の代行業務を委託し、全銀ネットに加盟した事例が存在する。

行決済委託金融機関の二つに限定されている。いずれの加盟資格についても、資格を取得できる者が銀行等の業として内国為替業務を営む預金取扱金融機関に限定されている³⁸ため、100万円を上限として、銀行と同様に為替取引を行うことができるノンバンクのコード決済事業者等の資金移動業者の加盟は認められていない。

このため、ノンバンクのコード決済事業者等は、全銀システムに接続できないことにより、利用者からの入金フローにおいて、銀行口座からのチャージ等の方法を確保するため、多数の銀行との接続を行うための交渉コストや初期接続費用を負担しているほか、加盟店への出金フローにおいて、中継銀行に振込依頼を行うことによる中間コストが生じていると考えられる。ノンバンクのコード決済事業者が全銀システムへの接続が可能になった場合に、負担が軽減されるコストの例は図表3-20のとおり。

図表3-20 ノンバンクのコード決済事業者が全銀システムへの接続が可能になった場合に負担が軽減されるコストの例



資金決済システムについては、国際的な原則において、公正で開かれたアクセスを可能とするよう、客観的かつリスク評価に基づいた参加要件の設定・公表が求められている³⁹。また、英国、インド、香港、シ

³⁸ 全銀ネット業務方法書 第7条

³⁹ 国際決済銀行・証券監督者国際機構「金融市場インフラのための原則」

シンガポールにおいては、ノンバンクの決済事業者による資金決済システムへのアクセス機会が付与されている。

資金移動業者向けアンケートにおいては、資金移動業者間や資金移動業者と銀行間の送金を行える資金決済システムの利用が可能となった場合、利用を積極的に検討すると回答した事業者が65%以上存在し、一定のニーズがあることがうかがわれる（図表3-21）。

図表3-21 資金移動業者間や資金移動業者と銀行間の送金を可能とする資金決済システムの利用が可能となった場合、利用を積極的に検討するか。

回答内容	資金移動業者
利用を検討する	29 (65.9%)
利用を検討しない	15 (34.1%)
回答数	44

【出典】資金移動業者向けアンケート結果

資金移動業者向けアンケートにおいて、資金移動業者が資金決済システムの利用を検討するとした主な理由は以下のとおり。

【資金移動業者向けアンケートへの回答事例】

- ・ 中小規模の資金移動業者が個別に銀行等と接続に係る交渉を行うのはとても負担が大きいため、資金決済システムの利用条件が弊社にとって対応可能な内容になるのかは注視していきたい。
- ・ 資金決済システムの利用に当たっては、資金決済システムを利用するために必要なコスト（開発、接続、運用）が高額になりコストに見合うメリットが得られるか、慎重に検討する必要があるが、以下の利便性が生じると考える。
 - ① 銀行口座を介さず、資金移動業者の口座から直接銀行口座に直接資金を送金する又はその逆ができるようになり、利用者の利便性が向上する。
 - ② 送金に関するコストを削減することが見込まれる。
- ・ 資金移動業者等が資金決済システムを利用可能になり、かつ、全銀ネット参加者間の送金手数料が引き下げられれば、チャージコストが削減される見込みがある。

第4 キャッシュレス決済分野に関する競争政策上・独占禁止法上の考え方

一般に、金融分野における銀行とフィンテック企業間の競争の活性化は、新たなサービスの創出、金融以外の分野との連携も含めたイノベーションの促進、利用者にとっての多様な選択肢の確保や利便性の向上等に資するものと考えられる。

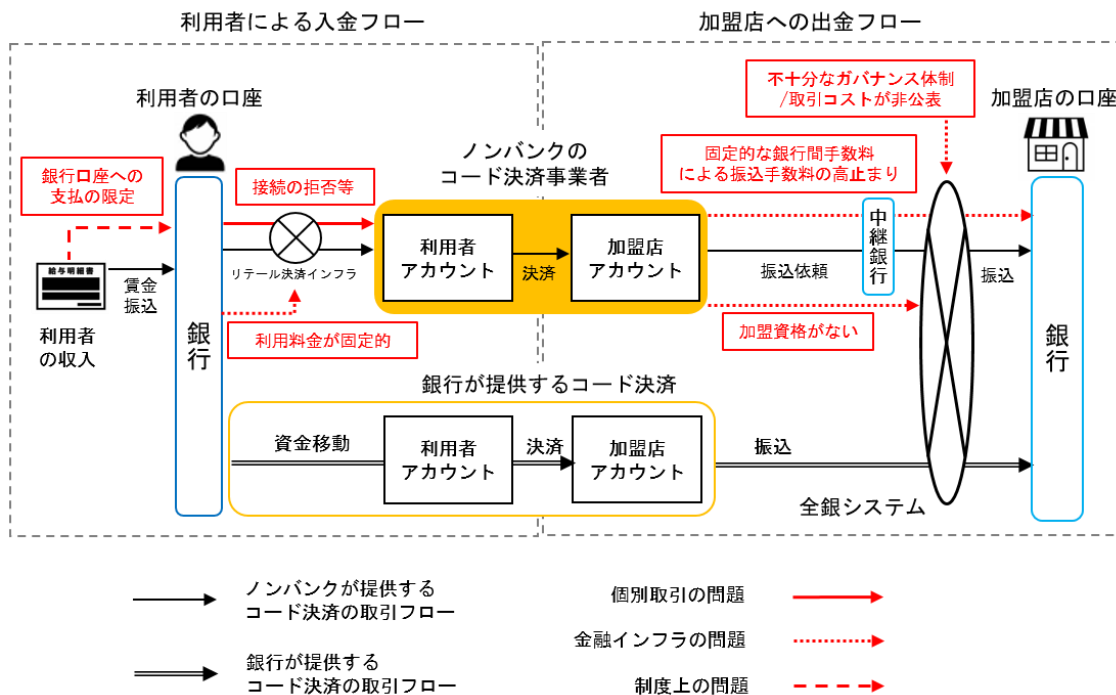
コード決済等のキャッシュレス決済分野においては、フィンテック企業のうち、資金移動業者を中心としたノンバンクが参入し、日常的な商品購入等の対価の支払の際に利用される、少額の決済サービスを提供している。今後もコード決済等のキャッシュレス決済については市場の拡大が見込まれるため、このような少額・多頻度で行われる決済取引はますます拡大していくと考えられる。また、今後キャッシュレス決済が進展すれば、決済データを利活用した新たなビジネスが拡大し、利用者、加盟店、その他の事業者等に対して新たな付加価値を生じさせる可能性も考えられる。

他方、これまで述べてきたとおり、本調査においては、ノンバンクのコード決済事業者が行うキャッシュレス決済の入金及び出金に係る取引において、利用者や加盟店が有する銀行口座との接続が事実上不可欠であり、また、利用される金融インフラが自然独占的性質を有するといった取引構造がみられている。

このような取引構造が維持されていることは、ノンバンクのコード決済事業者のコストを高めることや銀行に競争上の優位性を与えることにより、キャッシュレス決済分野におけるフィンテック企業の新規参入によって期待される利便性向上等の効果が限定的になることにつながり得る。

本調査においては、コード決済における入金や出金に係る取引において、図表4-1のとおり、個別の取引の問題、金融インフラの問題及び制度上の問題がそれぞれ確認された。

図表 4-1 コード決済における独占禁止法上及び競争政策上の問題点



これらの問題に対する競争政策上・独占禁止法上の考え方は以下のとおりである。

1 銀行とノンバンクのコード決済事業者間の取引の問題

事業者が商品・サービスを誰と取引するか、どのような条件で取引するかは、基本的には自由である。

一方、前記第3の1(1)のとおり、コード決済を提供する銀行とノンバンクのコード決済事業者は

- ① ノンバンクのコード決済事業者は決済原資を確保するため、利用者の銀行口座に接続しなければならないという垂直的な取引関係（川上・川下関係）
- ② 対利用者取引、対加盟店取引における水平的な競合関係にある。

また、前記第3の1(2)オのとおり、ノンバンクのコード決済事業者にとって、銀行との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来す場合が存在する可能性があることを踏まえれば、チャージ等取引における銀行の取引上の地位がノンバンクのコード決済事業者に対して優越している銀行が存在する可能性がある。

このような取引関係を踏まえ、前記第3の1(3)でみられた、銀行とノンバ

バンクのコード決済事業者間のチャージ等取引の実態に係る独占禁止法上の考え方は以下のとおり。

(1) 取引の拒否等

事業者がどの事業者と取引するかは、基本的には事業者の取引先選択の自由の問題であり、事業者が、価格、品質、サービス等の要因を考慮して、独自の判断によって、ある事業者と取引しないこととしても、基本的には独占禁止法上問題となるものではない。

しかし、川上の市場における有力な事業者が、競争者を川下の市場から排除する、競争者の事業活動を妨害するなどの独占禁止法上不当な目的を達成するための手段として、取引を拒絶し、これによって取引を拒絶される事業者の通常の実業活動が困難となるおそれがある場合や、提供する商品・サービスの対価を事実上取引の拒絶と同視し得る程度まで引き上げるなどにより、競争者とその取引の相手方との取引を不当に妨害する場合には、独占禁止法上問題となる（単独の直接取引拒絶、取引妨害）。また、市場における有力な事業者が、同一の役務に係る価格やその他の取引条件等について、不当に差別的な取扱いをする場合も、独占禁止法上問題となる（差別対価、差別取扱い）。

チャージ等取引に関しては、銀行において法人向けの取引を担当する営業担当者との間ではなく、競合関係にあるコード決済の実業部門の担当者が交渉窓口となり、ノンバンクのコード決済事業者にとって到底受け入れられないような取引条件が提示されている事例、ノンバンクのコード決済事業者が提供する決済サービスが、銀行の為替取引と競合するために接続条件を示さない事例、コード決済事業者の収益を明らかに大きく上回る手数料を提示する事例等がみられた。

自らもコード決済を提供し、川上の市場（銀行がコード決済事業者に銀行口座からのチャージ等に係る接続サービスを提供する市場）において有力な銀行が、競争者であるノンバンクのコード決済事業者を市場から排除するなどの目的をもって、当該ノンバンクのコード決済事業者とのチャージ等取引を拒絶する行為や、当該ノンバンクのコード決済事業者の銀行口座への接続に係る手数料を事実上拒絶と同視し得る程度まで引き上げる行為は、独占禁止法上問題となるおそれがある。また、川上の市場において有力な銀行が、自らがコード決済を提供しているか否かにかかわらず、不当にチャージ等取引の条件又は実施について差別的な取扱いをする行為は、独占禁止法上問題となるおそれがある。

(2) 値上げの要請

前記第3の1(1)のとおり、チャージ等取引においては、ノンバンクのコード決済事業者にとって、コード決済における決済手段の原資となる収入が振り込まれる銀行口座への接続が確保されなければ、当該銀行口座を保有する利用者へのコード決済の提供が困難となる可能性があり、銀行口座からのチャージ等は、ノンバンクのコード決済事業者にとって、重要性の高いチャージ等の方法であることを考慮する必要がある。

このため、コード決済を提供する銀行が、競合関係にあるノンバンクのコード決済事業者を市場から排除する目的で、ノンバンクのコード決済事業者の銀行口座への接続に係る手数料を、自らのコード決済サービスの提供の対価である加盟店手数料と比べて高い水準に設定したり、ノンバンクのコード決済事業者が経済的合理性のある事業活動によって対抗できないほど近接した価格に設定したりする場合については、独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占）。

なお、銀行からのヒアリングにおいては、値上げを要請する必要性として、AML対策コストが増加していることや、ノンバンクのコード決済事業者のサービスにおいて、不正利用が行われた場合において、銀行が利用者へ補償する額をあらかじめチャージ等の料金に織り込む必要があるとの見解も示されている。

この点、AML対策コストは取引1件当たりに換算すると必ずしも多額の負担が生じるとは言えないとの見解が示されていること、本来利用者への補償額は契約上の補償責任に応じて決定されるべきことからすれば、利用者への補償として想定される金額をあらかじめチャージ等の料金に織り込むことを目的として値上げを行うことは、事実上、補償責任をノンバンクのコード決済事業者に転嫁する行為であるとも考えられることからすれば、必ずしも合理的な値上げの根拠とは言えない可能性がある。

一般に取引の条件等に係る交渉が十分に行われないうちには、取引の相手方は、取引の条件等が一方的に決定されたものと認識しがちである。このため、銀行はチャージ等取引の条件等をノンバンクのコード決済事業者に提示する際には、当該条件を提示した理由について、ノンバンクのコード決済事業者に対し十分説明することが競争政策上の観点からは望ましい。

(3) 加盟店の開拓、キャンペーン費用の負担、決済データの提供等の要請

一般的に、取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、①自己のために役務の提供を要請することや、②協賛金等の名

目による金銭の負担を要請することにより、当該取引の相手方が得る直接の利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えた負担となるような経済上の利益の提供を要請することについては、当該取引の相手方が今後の取引に与える影響を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、独占禁止法上問題となるおそれがある（優越的地位の濫用）。

また、当事者間の一方が優越的な地位にあることが認められる場合に相手方の保有するデータを一方的に提供させる行為については、その内容と実施の状況によっては、相手方に不当に利益を与えるものであり、優越的地位の濫用に該当する場合もある⁴⁰。

前記第3の1(2)オのとおり、チャージ等取引においては、ノンバンクのコード決済事業者にとって、銀行と取引をする必要性が高く、銀行との取引の継続が困難になることにより、事業経営上大きな支障を来すこととなる可能性があることから、銀行がノンバンクのコード決済事業者に対して取引上優越した地位にある場合があり得る。

取引上の地位がノンバンクのコード決済事業者に優越している銀行が、ノンバンクのコード決済事業者に対して、銀行が提供するコード決済のみに利益となるような加盟店開拓を行わせること、ノンバンクのコード決済事業者にとって直接の利益が生じないキャンペーン費用の負担を求め、ノンバンクのコード決済事業者の決済データを一方的に提供させることにより、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（優越的地位の濫用）。

2 金融インフラの問題

競争環境の整備の観点からは、業界における取引慣行のほか、その背景にある制度やシステムといった構造的要因によって、新規参入した事業者の事業活動の妨げとなるような場合には、新規参入により期待される競争促進の効果、すなわち、イノベーションの促進や、利用者にとっての選択肢の増加や利便性の向上が限定的になることから望ましくないと考えられる。

本調査が対象とした二つの金融インフラ（CAFIS・全銀システム）については、そのコストが利用者によるチャージ等取引、加盟店への振込取引にそれぞれ転嫁され得る構造がみられるところ、それぞれについての競争政策上の考え方は以下のとおり。

⁴⁰ 公正取引委員会競争政策研究センター「データと競争政策に関する検討会報告書」

(1) CAFIS の利用料金の設定・更新系 API の活用

前記第3の1(4)のとおり、銀行がノンバンクのコード決済事業者に対して銀行口座からのチャージ等に係る接続の手段を提供する際に用いられるリテール決済インフラである CAFIS は、チャージ等に係る取引を実施する上で事実上不可欠なインフラとなっている。

また、前記第3の1(4)ウのとおり、CAFIS が提供するサービスのうち、銀行口座からのチャージ等に際して用いられる資金移動業務サービスについては、範囲の経済性、ネットワーク外部性、規模の経済性を有するため、その料金設定には、市場メカニズムが働きにくい傾向があると考えられる。

実際に、前記第3の1(4)イのとおり、CAFIS サービス全体の取引量及び銀行口座からのチャージ等に係る接続の手段として用いる即時決済ゲートウェイサービスの取引量はそれぞれ増加しており、取引当たりのコストは低下していると考えられる一方で、CAFIS のデータ処理1件当たりの従量制料金の改定は10年以上行われていない状況がみられた。

銀行口座からのチャージ等に際し、事実上不可欠な決済インフラの料金が硬直的であることは、銀行口座からのチャージ等に係る費用を高止まりさせることにもつながるおそれがあり、ひいては、キャッシュレス普及にとって課題となっている、加盟店手数料率の高さにつながり得るものでもあると考えられる。NTT データからのヒアリングによれば、CAFIS の利用料金については、個別交渉により契約約款に記載されている従量制料金よりも安価な料金で取引を行う事例もあるとのことであったが、CAFIS がチャージ等取引に際し、事実上不可欠なインフラであることに鑑みれば、その取引量の増加状況等を踏まえ、利用事業者との交渉を通じて適切に設定されることが競争政策上の観点からは望ましい⁴¹。

また、ノンバンクのコード決済事業者からのヒアリングにおいては、銀行口座からのチャージ等取引に当たって、CAFIS の利用が事実上不可欠となっている要因として、銀行間で更新系 API の接続仕様が完全に統一されておらず重複した投資が必要になることが挙げられている。

このため、競争政策上の観点からは、各銀行において、更新系 API の接続仕様の統一や、接続仕様が統一された共通基盤の構築の検討を行うこと等により、更新系 API の整備に要するコスト負担等にも配慮しつつ、ノ

⁴¹ 本調査においては、資金移動業務サービスを中心に調査を行ったが、クレジットカード業務サービスについても取引量が増加している一方で、データ処理1件当たりの従量制料金の改定は10年以上行われていない状況がみられたため、クレジットカード業務サービスにおける料金設定についても適切に設定されることが競争政策上の観点からは望ましいと考えられる。

ンバンクのコード決済事業者が簡便に更新系 API を利用できる環境を整備するための取組を進めることが、銀行システムへの接続を行うリテール決済インフラへの競争圧力を高めることにもつながることから望ましい。

(2) 全銀システムを利用した取引に係る論点

ア 銀行間手数料に係る取引慣行の見直し

銀行間決済において利用される全国銀行内国為替制度については、自然独占性が存在し、かつ、他行為替を行う際には利用が不可欠な資金決済システムである。そして、銀行間決済で発生する費用構造は顧客に対して提示される振込手数料に転嫁されるものであると考えられる。

銀行間決済で発生する費用の一つである銀行間手数料は、内国為替取扱規則上、仕向銀行と被仕向銀行間の相対の交渉で決定される旨規定されている一方で、遅くとも昭和 54 年 2 月以降、その額は固定的なものとなっており、実際に発生している事務コストを大きく上回る水準が設定されている。

このように、銀行間手数料の水準が固定的に維持されていることは、前記第 3 の 2 (3)ウのとおり、ノンバンクのコード決済事業者や加盟店の出金コストの低廉化の障害となるほか、ひいては、キャッシュレス決済事業者の口座から加盟店の口座への出金頻度が抑えられることにより、加盟店の利便性が損なわれるといったことにつながる面があると考えられる。

また、諸外国における振込取引においては、銀行間手数料に相当する手数料の支払は生じない事例がみられることから、競争政策上の観点からは、各銀行においては、銀行間手数料の必要性について検討を行った上、設定水準、設定根拠に関する十分な説明責任を果たすことにより、銀行間手数料が現に発生している事務コストを大きく上回る水準が長年にわたって維持されている現状の是正に向けて取り組むべきである。

イ 全銀ネットのガバナンスの強化・透明性の確保

前記第 3 の 2 (3)ウ(ア)のとおり、銀行間手数料等の銀行間の送金において発生する取引コストは、コード決済事業者、消費者、一般企業等のエンドユーザーが支払う振込手数料に転嫁される構造がみられる一方で、各銀行にとって全国銀行内国為替制度を利用した費用構造につき問題提起を行うインセンティブに乏しいほか、他行為替を利用するエ

エンドユーザーのニーズを反映するための機会が十分に確保されていない。このため、現状、全国銀行内国為替制度の費用構造上の問題の改善に向けた十分なガバナンス体制が確保されているとは言い難い面がみられる。

また、諸外国においては、振込取引1件当たりの手数料に影響する資金決済システムの利用料等が公表されている事例がある一方、前記第3の2(4)イのとおり、全国銀行内国為替制度においては、当該費用構造についてエンドユーザーへ開示されておらず、透明性の確保が図られていない。このように、全国銀行内国為替制度においてその取引に係る透明性が確保されていないことは、全国銀行内国為替制度の費用構造上の問題について外部から改善を求める機会を限定的にさせてきた可能性がある。

このため、競争政策上の観点からは、自然独占性や不可欠性を有する全国銀行内国為替制度の費用構造が、エンドユーザーが利用する振込取引に影響を与えることに鑑み、全銀ネットは、全国銀行内国為替制度について、エンドユーザーのニーズを十分に反映できるガバナンス体制を構築・強化するとともに、その取引の透明性を確保することが望ましい。

ウ 資金決済システムへの資金移動業者のアクセスの開放に向けた検討

前記第2の1(3)イのとおり、主要なノンバンクのコード決済事業者は、自身ないしその子会社が資金移動業者の登録を行うことで、銀行と同様に為替取引を行っているものの全国銀行内国為替制度への加盟は認められていない。

このため、ノンバンクのコード決済事業者には、コード決済の提供に際して、

- ① 利用者による入金フローにおいて、銀行口座からのチャージ等の方法を提供するため、多数の銀行との接続交渉を行うコストや初期接続費用
- ② 加盟店への出金フローにおいて、中継銀行に振込依頼を行うことによる中間コスト

等が生じており、全国銀行内国為替制度への加盟が可能な銀行と、銀行を通じた接続しかできないノンバンクのコード決済事業者間において、競争条件のイコールフットィングが確保されていない。

このため、競争政策上の観点からは、全銀ネットは、全国銀行内国為替制度への加盟に関して必要とされる事業者要件（法的資格）、セキュ

リティ水準、財務基盤等の条件を整理し、当該条件を満たす場合には、資金移動業者に対してもアクセスを開放することを検討することが望ましい。

3 制度上の問題（資金移動業者のアカウントへの賃金の支払がコード決済における競争条件のイコールフットィングに与える影響）

現状、資金移動業者のアカウント等、銀行口座以外への賃金振込は一部であっても認められていないところ、資金移動業者の登録を行っているノンバンクのコード決済事業者が利用者の賃金等の収入を自身のアカウントに直接受け入れることが可能になれば、銀行口座に接続することなく、利用者に対してコード決済を提供することが可能になる。

この点について、消費者向けアンケートにおいては、ノンバンクのコード決済事業者のアカウントに対して賃金の支払が行えるようになった場合、約4割の利用者が、自身が利用するコード決済サービスのアカウントに賃金の一部を振り込むことを検討すると回答しており、一定のニーズがあると考えられる。

現在、政府内において、資金移動業者への賃金支払の解禁に向けた検討が行われているところ、競争政策上の観点からは、資金移動業者のアカウントへの賃金の支払の解禁が行われれば、コード決済を提供する銀行とノンバンクのコード決済事業者間の競争条件のイコールフットィングの確保にも好ましい影響が生じると考えられる。

第5 今後の取組

本調査においては、コード決済の取引の実態及び生じている取引慣行上の問題について実態把握のための調査を行った。

今後、銀行とノンバンクのコード決済事業者との取引の間で、独占禁止法上問題となる具体的な案件に接した場合には、厳正・的確に対処していく。

また、競争環境の整備の観点からは、コード決済等のキャッシュレス決済を取り巻く市場環境について生じている問題に関して、制度やシステムに関する構造的な問題点を指摘した。今後これらの論点に関しては、適切な検討が行われ、競争政策上の課題が解消されるべきである。